

平成25年白浜町議会第3回定例会 会議録(第2号)

1. 開 会 平成25年9月12日 白浜町議会第3回定例会を白浜町役場
議場において9時30分開会した。

1. 開 議 平成25年9月12日 9時31分

1. 閉 議 平成25年9月12日 16時48分

1. 散 会 平成25年9月12日 16時48分

1. 議員定数 16名 欠員 2名

1. 応招及び不応招議員の氏名
第1日目のおり

1. 出席及び欠席議員の氏名

出席議員 14名 その議席番号及び氏名は、次のとおりである。

1番	水 上	久美子	2番	楠 本	隆 典
3番	丸 本	安 高	4番	南	勝 弥
5番	笠 原	恵利子	6番	正 木	秀 男
7番	岡 谷	裕 計	8番	廣 畑	敏 雄
			10番	玉 置	一
11番	湯 川	秀 樹	12番	三 倉	健 嗣
13番	長 野	莊 一			
15番	辻	成 紀	16番	正 木	司 良

欠席議員 なし

1. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名は、次のとおりである。

事 務 局 長 林 一 勝 事 務 主 事 田 中 健 介

1. 地方自治法第121条の規定により、議場に出席した者の職氏名は、次のとおりである。

町 長 井 潤 誠 副 町 長 小 幡 一 彰
教 育 長 清 原 武 会 計 管 理 者 田 井 郁 也
富田事務所長
兼農林水産課長 鈴木 泰 日置川事務所長 前 田 信 生

総務課長	大谷博美	税務課長	高田義広
民生課長	三栖健次	生活環境課長	坂本規生
観光課長	正木雅就	建設課長	笠中康弘
上下水道課長	山本高生	地籍調査課長	堀本栄一
農林水産課長	鈴木泰	消防長	大谷実
教育委員会			
教育次長	青山茂樹	総務課副課長	泉芳明

1. 議事日程

日程第1 一般質問

1. 会議に付した事件

日程第1

1. 会議の経過

○議長

皆さん、おはようございます。

ただいまから、白浜町議会平成25年第3回定例会2日目を開催いたします。

開議に先立ち諸報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番外（事務局長）

ただいまの出席議員は14名であります。

本日は一般質問を予定してございます。

全日本年金者組合和歌山県本部西牟婁支部長 小谷邦夫氏から陳情書の提出がございました。取り扱いにつきましては議会運営委員会でご協議いただきました結果、配付にとどめるということになりましたので、お手元に配付してございます。

本日休憩中に議会運営委員会の開催をお願いいたします。

以上で諸報告を終わります。

○議長

諸報告が終わりました。

本日は暑いので上着を脱いで結構かと思えます。なお、写真撮影を許可しております。

これより本日の会議を開きます。

(1) 日程第1 一般質問

○議長

日程第1 一般質問を行います。

通告順に従い、順次、質問を許可いたします。

10番 玉置君の一般質問を許可いたします。玉置君の質問は一問一答形式です。

まず、防災についての質問を許可します。

10番 玉置君（登壇）

○10 番

皆さん、おはようございます。細部にわたって細かいところまで、なかなかよう質問しないのですけれども、私の質問の意図といいますか、これはやはり、町長が町の理想を挙げて、そして、細部にわたる実際の事業等に対しては、各課長、各位が努力をしてなされるべきものであると思いますので、課長の皆様も、つたない話でございますけれども、ひとつ、よろしくお聞き届けのほど、お願い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

すみません順番を、1番を2番に、2番を1番に質問の項目を変更させていただきたいんですけれども。

○議 長

それでは、ごみ中間処理場の今後の展望についてからでよろしいですか。それでは、どうぞ。

10番 玉置君（登壇）

○10 番

よろしくお願ひします。

ごみの中間処理場の問題といいますか、今後の展望についてお聞きしたいと思います。

なぜ変更させていただいたかと言うと、次の質問にこの意味が繋がっていきますので、変更させていただきました。

この施設、中間処理場は昔、旧空港の近く、今の空港のところにございました。斎場とともにあったんですが、これが、いわゆる新空港ができるということで移転がなされたという経緯があると思います。その中で、私は当時、移転されるときに、時の町長が胸に辞表を入れて、どうか引き受けてくれと、当地区に、保呂区に頭を下げて、どうかお願いをしたいということで受け入れてくれという経緯があったように聞いております。

まことに勇ましい話でございますけれども、これについて、もう少し空港ができる直前になって慌てて移転という形が、こういう時間のなさ、そして、時間をかけて候補地を選び、じっくりと地元の方との協議が調わないうちに移転せざるを得なかった。このところが、地元の方々にも、その合意形成がなされる前にそういう契約を迫ったという側面があると思います。ですので、当時、空港ができるかできないか、これはできると決定する以前からいろんな話があったように思います。

その当時から、来たときには、新空港ができたときに、この施設をどうするのかということとは前もって協議をし、当局がいわゆるそういう代替地の問題を、前々から協議しておくべきであったと、私はこう、時の政権がどなただったか、そう思います。さあ、できるからすぐしなさいということが、これ、時間のなさにつながってきたのではないかなと、このように思います。

その中で、今後、今、いわゆる15年、新たにまた契約をしていただいて、順調に稼働しているところでありましてけれども、今後、後12年したら必ずそういった問題が、契約更新

の問題等が必ず起きてくるわけでございます。そのときになって、今どうするかこうするかという考えは少し遅いなど。そのときになって考えるのでは遅い。今からどうしよう、こうしようと考えていくのが、やはり筋である。そして、今、新しく当施設が改修されましたけれども、当時、補助金が出ないと。煙突の一本化によって、新たな改修等には補助金が出ないというところだったのですが、一本化というのがなかなか実現しない中で、これではということで、近隣のごみ等も考慮に入れた中で、補助金をいただいて改修をしたところであります。

その中でお聞きしたいのは、新しくごみ焼却を促された、近隣のごみ焼却の協力を要請されたときに、今、地元のほうでは、これ以上ごみは要らんよという声もあると聞きますが、どのように町長としては進めていくのか。それは困ると断っていくのか。もちろん委託費というのが白浜町に支払われるわけでございますけれども、その辺のところの返答をお願いしたいと思います。

○議 長

玉置君の質問に対する当局の答弁を求めます。

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、玉置議員からごみの中間処理施設の過去のいきさつ、あるいは今後の展望についてのご質問をいただきました。

このごみの中間処理施設に関しましては、皆さんもご存じのとおり、過去の新空港建設の時代にまでさかのぼります。さまざまな議論、あるいは意見が交わされる中で、先人たちの皆様方の労苦、あるいはいろいろな検討の中で進んできたというふうな事業でございます。過去の先人たちの労苦の上に立って、我々もこの事業を考えなければいけないというのが、私の原点であります。前から十分協議をすべきだったというふうなご指摘もありましたけれども、私は十分その時点でも、過去の時代の中の流れの中で一定の協議が進み、そしてその時点で、話し合いがなされてきたというふうにご考えてございます。

今後の展望についてでございますが、議員ご承知のとおり、国はダイオキシン対策の観点から、平成9年にごみ処理施設の今後の方針として、広域化ということを打ち出しております。この方針を受けまして、平成11年に県において、和歌山県ごみ処理広域化計画が策定をされました。ごみ焼却施設の集約化等を基本方針に、県内を7ブロックに分け分割し、白浜町は田辺広域ブロックに入り、当初は平成21年度以降の施設完成を目指すという計画を立てていました。

その後、平成21年に田辺周辺広域市町村圏組合5市町は、平成32年度を目途に焼却施設を広域化、煙突施設を一本化する方針を立てています。しかしながら、平成22年度には既存の施設を有効利用した延命化と地球温暖化防止を推進するため、国の交付金制度も変更されております。現在、白浜町清掃センターもこの交付金制度を活用し、主要機器等の更新とあわせて地球温暖化対策として省エネや二酸化炭素削減を目的に、基幹的設備改良事業に取り組んでいるところであります。町として、現有施設の改良工事を着実に実施するとともに、予防保全方式による管理運営に努め、万全の体制で地元の皆様の信頼を得られる安全で安心な施設稼働に、引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

将来的なごみ処理行政は、各市町単独の課題というのではなく、新たな広域最終処分場建

設の課題と同様に、広域での課題として押さえ、今後とも取り組んでいくべき課題であると認識しています。

これまでの取り組みを踏まえ、今後も広域圏の一員として、今後のごみ処理行政、ごみ焼却施設のあり方、そしてまた、各市町の協力体制、役割分担についての協議に参画し、白浜町としての役割を果たしていきたいと考えております。また、更なるごみの分別・減量化を町民の皆様方にもお願いをする。あるいはそういったことを協議する場を設けることが大切でございますので、今後とも皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

少し答弁漏れがあったかなど。それは、今までこの十何年間、やはり地元の方には相当負担を強いていると、私はそう思っています、個人的に。それは、機械はダイオキシン等の発生はなく、順調に稼働したとはいえ、イメージの問題と、そしてにおいと、これは実際のな。処理場の中に入ったら、天気が悪いと非常ににおいがします、これ。それとか、やはり集配の車が通る。このイメージの問題で、やはり地元の方には負担をかけてきたな。相当負担をかけてきた。

まして、今後、他市町村のごみの焼却依頼があった場合、大きな負担を、ますますの負担をかけてしまうのではないかな。その中で、12年たった後の契約等のその時期に来たときに、そういうふうな形でますます負担をお願いするのか。今、さしあたっては、ごみの焼却依頼というのは来ていないように聞いておりますが、今後、やはり近隣の炉が老朽化して焼かないというふうな形になったときに、やはり、そういう話が出てくる場合がある。それを先に、先もって、やはり当地区は、それ以上のごみは要りません、どうかお願いしますというふうに、町長あてに要望書が入ったのじゃないですか。そういうことを、今後、どのようにしていくのか。近隣地区に断って、お願いしますと。これ以上、私どもは負担かけられませんというので、断っていく。そういうあたりの方針というのですか、それはまだお決まりじゃないんですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

特に今後の方針というのは、過去においてもずっと庁内でも検討しておりますし、担当課と、それから設置区との協議の中でお話しをしております。先ほど申し上げましたように、地元の負担というのは相当かかっているということは、これは言うまでもございません。過去においても現状におきましても、やはりそういった負担の中で、一定のご負担をいただきながら、ここまでずっとごみ行政を推進してきたわけでございますので、それについてはこれからもできるだけ私どものほうとしましても、考えていきたいというふうに考えてございます。

しかし、先ほども申し上げましたように、これまでの取り組みを踏まえて、今後やはり、各町だけの課題ではないというふうに考えてございます。各市町、広域での課題としてとらえておりますので、その中で協議をしながら、先を見越した中での今後取り組みが重要ではないかなというふうに考えてございまして、地元の同意、地元の合意が形成されない限り、な

かなか、これは広域で取り組むと言いましても、なかなかこれがやっぱり前提でございますので、そのところはしっかりと、これからも地元の皆様のご理解を得られるように、協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

それでは、この広域化ということが、まずネックになっているところもあったと思いますが、この広域化について進捗状況、今の状況、今後、どういうふうになっていくんだろうと。我々もよくわかりませんので、何かそういうところの方針が町長の耳にも届き、いろんなアイデアが、情報があれば、ちょっとお示ししてほしいんですが。

○議 長

番外 生活環境課長 坂本君

○番 外（生活環境課長）

広域化の問題につきましては、首長会並びにその中間処理の廃棄物の専門部会というのがありまして、その中で現在、先ほど町長が申し上げましたとおり、32年を目途に一本化していくということの方針は変わりございません。その中で、今、白浜町が基幹改良に取り組んでいると。田辺市につきましても来年度から進めていくということに今なっております、確かに集約化という話もあるんですが、それにつきましては当然、地元合意が要ることでありまして、まだ現在、そこまで進んでいない状況でございます。ですので、今すぐこの場所にどうということは、まだ今現在、そういう話にはなっていないということでございます。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

わかりました。やはり、あと契約期間が残っている、12年間ということですが、残っているから無条件でやらせてもらえるんやというようなことは、我々も思っていないんですが、やはり、ごみが近隣から出てくる可能性もある。そして、余分なごみの負担にこれはつながるわけです。委託料をもらえとしても。その辺の中での、実際運営の中で、地元との、皆様との話し合いを継続しながら、12年後のことを考えていていただきたいなど。そんなに長い時間、ごさいませんよ。余り急いでやると、やはり無理をさせるということもつながるし、そういうところでお願いをして、この質問については終わらせていただきます。

○議 長

それでは、ごみ中間処理場の今後の展望についての質問は終わりました。

続いて、防災についての質問を許可いたします。

10番 玉置君（登壇）

○10 番

防災について、少し何か話が外れるような印象がありますが、オリンピックが7年後、東京で行われるということで、誘致に成功いたしました。大変めでたいことであるなど、私も朝まで起きて見とったんですけれども。このことで全く話が変わる。株価が上がりました。これは株価が上がった云々ということじゃなしに、恐らく東京オリンピックが誘致された、決定されたらこの銘柄とこの銘柄は上がるだろうなど、従前に既に勉強しておられたと思ひ

ます。買って上がった人は。だから、物事が決まる前に既に手を打っていかなければ遅い。十分な利益を得られない。こういうふうに感じました。そういうことを念頭に置いていただいて、防災の話に入っていかせていただきます。

国土強靱化法、これはまだ成案になっておりません。しかし、近い将来、必ずこれは法案として通ると、私はこのように見えています。この通ったときに、どれだけの予算をいただいて、どれだけのことをするかということは、やはり従前に考えておかなければ、町の首長としては、町の首長の責務として、こういう町の将来像を、いろんな方向性をもって考えておかなければいけないと思います。

首長というものは、町民に対して、夢、町のあり方をプレゼンテーションする立場にあるんだと思います。実際の事業の実行については、諸課の課長と職員さんが実際のことは行っているけれども、町の将来像についての説明は、やはり町長がなさるべき。そこまでいろんなことを考えてリーダーシップをとらなければならないのが、私ども議員ではなしに、首長のあるべき姿であると思います。

その中で、やはり、先ほども言いましたように、決まってからどうするというのは、これはだれでもできることなんです。だから、国土強靱化法が通ったときに、この予算でどこまでのことが白浜町にできるんだということを、ぜひ考えてやっていただかなあかんと思っております。

それで、これは私見なんです、空港跡地に、想像ですよ、これは今、国土強靱化法に対してこれだけの予算をくれという予算要求というのは、ほとんどないらしいです。その中で、今、白浜町で例えば地震、来ると言われる。この地震が起こったときに、この前もシャトレハイツと何か契約をしているように新聞では見ました。一時避難場所、それはそれでいいと思います。

しかしながら、白浜町というのは、1月1日、8月10日、5月3日等、何万人にも膨れ上がるわけです。ふだん、一般、その辺の町とは少し違う。逃げ遅れた、いわゆる帰宅困難になった観光旅行者がたくさん出る日が、多く出る日は数万という人間が帰宅困難になる日が、白浜町には何十日、いや、何百日あるかもしれません。そういう中で一体、それをどうするのか。東京オリンピックだってそうです。外国のお客様、仮に見に来るときに、白浜は1時間なんです。そのお客様を誘致する可能性としては、白浜は大です。しかし、大きな地震が仮に起こったときに、その方々の安心と安全を担保しなきゃいけない白浜町の役割があると思います。

町は、住民2万数千の者だけじゃなしに、あと何万という人間に対する担保をしなければならない。そのときに国土強靱化等の予算を使って、空港の跡地にでも、いわゆる一時避難場所を建設するとか、そしてまた備蓄倉庫を併設するとか。今、空港跡地というのは利用が全くなされてないでしょう。そこは津波は来ませんよ。そしてまた、地震も。今から着工する建物については、当然ながら耐震ができます。そう予想して建てることのできる。そういう中で、これは夢の話かわかりませんが、そういうことも考えの中に入れて今後、白浜町の設計図をかいていただかなあかんと思うんですが、1点、これについてはどうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま玉置議員から、まず、首長としてのやはりビジョンを示すといえますか、町の今後のプレゼンテーションをやっぱり、町長がやるべきだというふうなご意見をいただきました。これはごもつともな話でございまして、私がやはり、その指針といえますか、ビジョンを示すというのが、やはりまちづくりの、これは根幹であろうというふうに思っております。その中で、白浜町として、ただいまご質問いただきましたのは、今後発生するであろう南海トラフ巨大地震とか、あるいは東海・東南海・南海地震への対応、その中で、特に白浜町には観光で訪れるお客様が多い中で、災害が起こった場合の避難路、あるいは避難場所、そういったものについてのご質問をいただきました。

災害に強い観光地づくりというのは、これは当町の使命といえますか、これは私はどうしてもこれは、避けてはならない課題であろうというふうに考えてございます。特に、観光関係従事者と行政側の連携によりまして、今後、観光客の方を避難誘導できるように、避難対策を考えることが最重要だというふうに考えております。

まず、町としましては、災害が発生したときには、地元の方々がまず避難行動を開始し、高台に避難することで、やはり率先避難者となって、それが観光客の方々がそれに追従するといえますか、初期の避難場所を目指し、そしてまた、それが地震が落ちついた時点で、町が今度は開設する避難所まで、地域の方々と一緒に行動をとっていただくというふうなことができるかなというふうに考えてございます。

ただ、観光シーズンのやはりピーク、先ほど申し上げていただきましたように、1月1日とか、あるいは5月3日とか、8月のお盆シーズンとか、そういった時期にはやはり、すべての観光客の方を町が指定する避難場所に収容することは、難しいだろうというふうにも考えてございます。

その中で、今現在、和歌山県が津波浸水想定において、想定しております浸水区域、この中にはやはり今現在、東白浜地区にあります総合体育館、あるいは、白浜会館につきましても、浸水想定で浸水区域に含まれているというのが現状でございます。そんな中で今、議員からご提言いただいた旧空港跡地、これを活用して、そういった施設をつくる。あるいは避難場所に指定するというのも、今後考えてはどうかというご提案でございませうけれども、私は、これはやはり今後、旧空港跡地をどう活用していくのかということと今、活性化協議会等でも議論していただいておりますけれども、ここは大きなポイントだと思います。

私の中にも、もちろんあそこの施設をどう使うかということで、民間に委託するとか、いろんな方法がございませうけれども、1つの大きな柱としましては、一昨年の水害といえますか、あのときの台風のときにもそうだったんですけども、やはり、地域の防災拠点、防災の拠点となる場所であろうということで、自衛隊等にも活用いただいたところでございます。これは国と県とも、今後もそういったことで協議をしながら、有効活用を行っていきたいというふうに考えています。それが、やはりあそこの地域での、私は1つの大きな意義といえますか、目的だろうというふうに考えてございます。

そういった意味では、今後、大規模災害時における観光客の方々への避難、あるいは誘導、これにつきましても観光の町として、白浜町として、やはり重要な課題でありますので、今後、避難施設に関する施策等について研究をし、観光客の方々が安心して安全で、この白浜町を訪れていただけるようなまちづくりをしたいというふうに考えています。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

もう1点、町長、お考えを聞きたいんですが、今の状況で何人避難場所に誘導できますか。一時避難場所に、それは高台に皆さん、上ってくださいと。これはこれでいいんです。当然、上らなったら津波にやられますから。その後、一体、何人の方が収容される。あとの例えば3,000人とすれば、あと皆、野ざらしという考え方でいいんですか。何人、実際的にですよ、それはいろいろ取り組みがあつて、難しい問題もありましようけど、実際、今、起こりました。帰宅困難者、何人収容できますか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

議員から先ほども観光客の受け入れに対して、巨大地震が発生した場合にその1月1日であるとか、ゴールデンウィークのときであるとか、年間、大変多くの皆様が、300万人という多くの皆様が訪れていただくという状況になりましたときには、当然、今、白浜町が考えておりますところの避難所21カ所では、十分対応することができないというふうに考えてございます。具体的な数字は今、手元に資料がございませんけれども、考え方としましては、いろんな避難ビルとして指定しているところも5カ所あります。また、協力という形で正木議員からもご尽力いただいて、過日、マンションと協定をさせていただいたところがございます。そうしたことから、なかなか十分に観光客の受け入れ体制、野ざらしという話の部分でございますけれども、そういったところで十分に対応できるというふうな状況にないのは、事実ではないかと考えてございます。

その中で、旧空港の跡地ということの構想をいただいておりますが、先ほど町長のほうからも答弁させていただきましたように、この跡地につきましては、平成21年4月1日に、旧南紀白浜空港の活用における防災拠点の覚書というのを、県と協定をさせていただきまして、そこでやはりベースキャンプであるとか、応援要員の一時集結であったりとか、収容をするというふうなことにもなっております。ただ、恒久的な建物、例えば、ベースキャンプとか、そういった簡易的な分は防災の中であろうかと思っておりますけれども、恒久的な施設というものについては、町単独でこのようにしたいとか、そういったことができません。

今後、そういったことについては、その利用につきましては、県とも協議をする必要がございますので、その点、ご理解いただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

よくわかりました。だから、今、これは大変予算の要る話なんですけれども、いわゆる成立するか成立しないかわからないけれども、予算として、国の方針として法律が通れば、そういう予算的な措置はかなり見込めるのではないかな。その中で、やはりそういうふうな、恐らく大半の方が屋根のないところで過ごさんならんの違うかなと、こう想像する中で、白

浜町は率先して、そういった方々を野ざらしにしない、そういう宣言をしながら、そういう建物に対してチャレンジしていく。ただ、予算がないからしないんだよということではなしに、現状に満足していないんですから、やはりそれに向かって、チャレンジをしていただきたいなと思います。

例えば、建物を建てても、それはふだんは別のものに使用していただいても構わんですよ、こんなもの。しかしながら、必ず何年か後には、何十年か後には必ず来ますから、これの備えを今からしなくてはいけない。先ほどの中間処理場の問題ではないですけども、必ず来るということに対する備えを、まだ時間があるからということではなしに、今から始めていただけるように思うんですが。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

今、ご指摘いただきましたように、今後、町としましては、やはり国の施策、これも注視しながら、さまざまな補助メニューが想定されます。その中で先ほど、議員からご指摘のありました国土強靱化法、これが成案となることにつながっていけば、我々もそれも1つの大きな、これから国に対して要望を上げていく大きな1つの、私はこれは法律だと思っておりますので、その中で、町が補助を受けてできる事業、あるいは町ではできない巨額の予算を伴うような事業、さまざまございますので、そのあたりは地元の方々がやはり、コンセンサスが得られ、そしてまた、皆様方の要望ということであれば、当然、国や県にこれは当然、要求していくということが必要だと思っております。

町としましても、どの事業がそういったものに該当するのか、要望していけるのかということも精査をしながら、今後、避難施設のあり方等、十分精査をして実施していくことが重要かと思っております。例えばの話、先ほどからのご指摘いただいた国土強靱化法のみならず、今、国では11月から施行予定でございますけれども、耐震改修促進法、これが11月に施行される予定となっております。

これにつきましても国からのさまざまな補助スキームが出ております。例えば、県のほうからも独自で3億6,800万円の補正予算が、この9月に出される予定になっております。その中で、例えば、白浜町の場合は、多くのホテル・旅館を抱えておりますので、そのあたりは、今後、補助対象として耐震診断、補強設計、あるいは耐震改修というところまで踏み込んで、国や県からの支援もございます。もちろん、その事業者にも一定の負担はいただかないといけませんけれども、このあたりもやはり安心・安全のことにつながっていくのではないかなというふうに大きな期待をしておりますので、今後そういった進捗も含めながら、町として、全体として、どういうことができるのかということをもっと真剣に今、防災対策室でございますけれども、そこだけじゃなくて、やはり町全体で考えていく必要があろうかなど。あるいは、観光業者の皆さんともじっくり話をしながら取り決めていきたいなというふうに考えてございますので、ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

10番 玉置君(登壇)

○10 番

ひとつ前向きに、今から考えても、成案する前から考えていただいて、青写真をかいても

うても遅いことはないと思います。できるだけ早く、他市町村にさきがけて、やはり白浜町がそういう訴えを起こす。これがやはりリーダーのされるべき道と違うかなと、私はこう思っています。

オリンピックも招致成功しましたが、福島原発の汚染問題がクローズアップされましたけれども、私はこの地震のほうが非常に、いつ起きるやわからん。これのほうが非常に怖いなと思っています。もちろん、受け入れるほうもそういうことは想定しながら、いろんな取り組みをなされていくんやと思いますけれども、白浜町もそれにさきがけて、やはり観光客、世界から来られる観光客を、仮に誘致しようとするれば、白浜町の安心と安全と皆様に訴えられるような、今後7年後にはそういう、白浜には来てもうてもこういうことで皆様の安全を図りますということが言えるような、今から頑張っただけでやっていたかなあかんこう思います。今の町長のお言葉を聞いて安心をしました。

それとともに、今、町としては、いわゆる備蓄倉庫等の充実、拡充。また、避難通路の拡充ですか、整備。これに力を入れていただいているところですけども、今言うたように、1回山に逃げるということは当然、逃がさなあかん。高台に逃がさなあかん。この施策としては大いにやっていたかなあかん。しかし、それだけでは家がつぶれたと、家が流された。野ざらしにせんように、重々なる施策を実行していただけるように、お願いをします。

そして、今は避難、起こった直前の高台への避難と、そしてまた一時避難のことについて、質問をさせていただきましたけれども、やはり、直接的な被害に対してどうするんだというところが、これはやはり喫緊の、これも課題であると思います。何でもかんでも国土強靱化法で予算云々ということは、なかなか難しいかもしれませんが、地震に対して今は手を打っていただいています。補助金を出して耐震化しなさいということでもありますけれども、仮に地震で壊れるのは、これはどうしようもないですよ。責任ないですよ。責任ないと言いはおかしですけど、市町村の。市町村として、1戸1戸が地震で被災するということについては、いろんな補助メニューとしてしかできない。これは今、現実にやっていますから、それはそれでいいと思うんですが、津波についてはある程度の予測がつくんです。

今度、普通で来たら、普通と言いはおかしですけど、3連動ですか、3連動ですと7メートルか8メートル。大地震、この前の福島のように、20メートルと言われてます。七、八メートルについてはいろいろと考えるけれども、20メートルに来られたら、上へ逃げよとしかよう言いませんというのは、県の方針であります。

しかしながら、仮に7、8メートルだったら、7、8メートルの津波から付近住民の人を守ってあげてくださいよ。その施策を打ってほしいんです、直接的な。そら、20メートルといたら、それはどうなるか、これは我々も想像外のことですけども、7、8メートルだったら、県も何とか考えますというような方針でしょう。ですから、ここは7、8メートルに対して白浜町は一体、付近津波を予測できるんですから、津波から直接被害をどう半減させるのか。またはどうせきとめて、すべて守ってやるのか。そういうところをぜひ考えて、こういうことについて積極的に、今後どのようにお考えなんですか、町長は。津波というものに対して、どうお考えですか。

○議 長
番外 町長 井潤君
○番 外(町 長)

今、国から示されているこのデータといいますか、これはやはり、白浜町の場合は平均で10メートル、最大で16メートル、これは南海トラフの巨大地震の場合でございます。津波の高さが1メートルであれば4分ぐらいで来ると。やはり、最大の場合は15分ぐらいで来るといふことで、今、聞いております。その中で、今後やはり、津波に対しては沿岸地域の皆様には、まずは自助ということをお願いをしなければいけない。そのときにじゃ、高台はどこにあるのかということの広報、あるいは啓発をこれからも続けていかないとはいけません。ですから、そのときに、じゃ、とにかく津波避難困難地域というのも白浜町に5カ所ございますので、5地域。そのあたりのところをどうするかということも、今後、今、検討中でございますので、そのあたり。

そしてまた町民に対しては、やはり我々ももっと、こういうことができるのではないかというふうな、具体的なアイデアを皆様方にもお示しをし、そしてまた、今後、協議をして新しい方法があれば、そっちのほうも検討したいなと思っております。津波についてはやはり、逃げ切ると、とにかく逃げ切るといふことが前提でございますので、そこはありとあらゆる方策を講じて考えていきたいなというふうに考えてございます。ただ、ハードだけではなかなか防ぎ切れないというのも、現実としてはあるかと思っておりますけれども、もちろんハードも整備をしながら、ソフトと両方で対応していきたいというふうに考えています。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

ソフトも逃げるということは、これは私も当然そうだと思います。そのハードのことを言っておるんです。それはこの前の東北の大震災、このことは皆が知っている。ですから、地震が来たら、いろんなものをほっといてでも高台に逃げなさいというのは、教訓として私も身にしみしております。ですから多くの方は、そら逃げます。当然、逃げられる状態であれば、つぶされて下敷きになれば、これはわかりませんが、逃げる状態であれば逃げます。高台の整備は、これは十分していただかなあかん。

しかしながら、予想ができる。地震は予想できませんし、つぶれることはどうなるかわかりませんが、津波の被害というのは、以前からの津波被災履歴があります。ですから、想像がつくわけです。津波は地震が起こって津波が来たら、ここまでやられたと、ここまで来た。家、つぶれたよ。被災履歴があるんです。あるから、想像できるから、それをとめる方法を考えたらどうですかと言っているんです、ハードですよ。何も、以前何もないのに、それはそこに堤防を築けとは、これは言いませんけれども、これぐらいのものをつくったら、これぐらい防げるだろうというような1つのハード的には、やはり、津波に対してはそういうことを、そういう政策をしていただかなあかんと思っておりますが、ハードについて、どうもまだ町長はそういうふうに積極的ではないように思うんですが、どうでしょうか。今度の国土強靱化法等の、こればかり言って申しわけないけど、この予算としては出てくるんですから、そういう中での考えはいかがでしょうか。予算と絡めてそういう中での考え方は。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

さまざまなハードについてのご意見、いろんなことはあると思っておりますけれども、考えはあ

と思いますけれども、私はやはり、国土強靱化法案をこれから成案となっていく中で、地域の中で必要なところはやはり、要望していくべきだというふうに思っております。当然のことながら、これはやはり地元の総意であれば、もちろん皆様方のご意見を聞いて、町としてもやっぱりここは必要だということであれば、もちろん、これは全面的に事業化に向けて推進していくべきだというふうに思っております。

ここは、皆様方のやはりご意見がいろいろとまだ賛否両論、私もいろんな方に聞きますけれども、ハードだけではなかなか難しいと。それだっただけでもっともっとできるいろんな取り組みができないかということで、そういったご意見を聞くこともございます。ですから、一概に今、特定の場所でここはということはありませんけれども、できるだけ多くの皆様方の考えを聞いて、ご意見を聞いて、例えば、この地域はそれだけの防潮堤が必要とか、あるいは防波堤がもっと高いのが必要だとかいうことであれば、そこは議論していただいて、それでまとまるようであれば、当然、今後、国にも要望していきたいというふうに考えてございますので、やはり、地域の皆様方のそれは団結といいますか、そこで意見の集約ができるかどうかということになってくるかと思えます。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

私、地域を回りました。いろんなところの方の、100%ではないですよ。そして、それ以降は区で取り組むかなということで、それ以上はやっていませんけれども。皆様方の意見はやれん、あきらめとるんです。ようさん予算かかるから無理やろうな。しかし、そういう手だてを打ってほしいというのは、皆様が手だてを打ってほしいと思っています。それは必ず襲われるんだから、昔、おれとこのここまで来てんという方も何人もおられました。その話をもっと、それだっただけ聞いてください、周りの方に。私、そういう言い方は、町長をリーダーとして、そういう言い方は問題やなど。地元の人が皆賛同せなんだら、わしせんでと。こういうものはどうでしょうか。皆様の安全を守るためにどうでしょうかと町が先、提案すべきものではないでしょうか。それで要らんというのだったら、これは仕方がないです。

だから、そういうところは先、町が、地元から声が上がってこん限り町は動かんと、そんなことではいけないんじゃないでしょうか。やはり地元の、いや、必ず来ると言われているんですから。どうでしょうかと。それでなおかつ要らんと言うんだったら。それは確かにハードだけで防げませんかわかりません。8メートルのを築いたって、20メートルが来れば、あかんかわかりません。しかし、それをすることの方が大事なんじゃないでしょうか。町民の生命と財産と生活を守るといふ、この気概が大事なんじゃないでしょうか。まず皆さん方の地域の皆さん方に、いろんな意見を聞いてみてください。私は聞きましたけれども。ぜひお願いしときます。現場も見てください。ここやったら、これぐらいにしたらいいなと、私は、個人的にですけど。

そしたら、ある方が言いました。こんなところに大きなのされても困るなという方もおられました。確かに難しいです。と言うのは、川であれば、川の流れをせきとめるわけにもいきません。海から入ってくるのもせきとめるわけにはいかない、ふだんはですよ。津波のときだけという、仮にそういう中で、言うたら水門みたいななのをおろしたらどうよと言ったら、そんなもの持たん。こういうプロの意見もありましたけれども、しかし、そういうことで住

民と予想できるものにたいして、住民を守るんだという、その考え方、意識ですね、それを私は発揮していただきたいなど。ぜひ地元の方に、要望書が上がっているところもありますよ、現実には。だから、それを検討していただきたいと思います。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

おっしゃることはよくわかります。私も別にあきらめているといえますか、地元のやはり声を聞かないといけないというのは、これはごもっともでございます、その中で、地元の方があきらめているというのであれば、これは非常に残念なことでございますので、できるだけそのあたりの方々のご意見も拝聴しながら、今後、やはり町としてはこういうふうなことができるのではないかと、具体的な提案をやはり町からしていくということは、これは大きな我々の当然責務だと思っております。その中で、できることとできないことがありますけれども、まず財源をどうするか等も、これからのやはり大きな課題でございますので、国、あるいは県への要望といったことも、先ほどからの出ている国土強靱化法に照らして、やはり、できることであれば、当然要望していきたいというふうに思っておりますし、地元の皆さんのご意見もやはり踏まえて、町として最終判断をしなきゃいけないということになってくるかと思っております。

各地域にはさまざまなご意見ございますし、それもやはり聞く耳を持ってこれから対応していきたいというふうに考えてございます。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

じゃ、最後に1点。この部分について。週刊誌を読んでいたら、おもしろいことが書いてある。町長はソクラテスの意見が1として、我々凡人の意見が2だとして、2を採用しますか。多数決であれば2です。ひとつ賢明なご指導をお願いしたいと思います。

○議 長

それでは、防災についての質問はこれでよろしいですか。

そしたら、3番目の修学旅行・体験旅行誘致受け入れに対する当局の対応と考え方についての質問を許可いたします。

10番 玉置君（登壇）

○10 番

今、白浜町日置川地区で、「大好き日置川の会」が法人として発展して、修学旅行・体験旅行の受け入れをされております。この中で、前の町長のときに、補助金云々ということに提案されたんですけども、これが補助金要綱の不整備というか、そういう中で、いわゆる一般法人にそういうことはできないという中で、否決をされました。私はどんな格好であれ、やっていただいたらいいなと思って賛成に回ったんですけども。

その中で、一般法人であるから、事業の内容がどうであれ、補助金が出たり出なかったり。これは観光協会に対する補助金も一緒であります。観光協会には多額の補助金として、いろんな花火大会のときとか、ひもつきではありますけれども、そうしている。それは、花火をすることによって、多くのお客様が白浜に泊まりに来てくれて、そして楽しんでいただいて、

そしてまた、飲食をしていただいて、また次の機会に来ていただける。この1つの方策として、施策として、これはなされていると思います。だれもこれによって町全体が潤っているけれども、個人的にだれがもうけているとか、そんなことではなしに、町全体が、お客様が来て活性すると、こういう中での、私は補助金であるなど。いろんな事業に対してですよ。観光協会に対するいろんな事業の中で、白浜町の観光の発展に対して寄与しているという中で、補助金が出されていますと。

この「大好き日置川の会」においても、個人が、この法人がお金もうけのためにやっているか。そうでは、私はないと思いますが、町長はこの法人がやっている事業に対して、どのようにお考えでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この南紀州交流公社さん、前身が「大好き日置川の会」でございますけれども、平成16年の10月にまず、「大好き日置川の会」ということで発足をしております。その後、平成23年に、今の南紀州交流公社さんに変更になっております。いろんな意味で私はこの今現在、修学旅行だとか、あるいは体験旅行というのを受け入れていただいている。地域のやはり活性化、そしてまた観光振興のみならず、いろんな意味での生きがいとか働きがいということになっておりますので、この地域、特に日置川地域は過疎地域でございますので、過疎地へのいろいろな意味で、私は貢献をしていると、大きな役割を果たしていただいているというふうな押さえであります。単に観光振興だけじゃなくて、さまざまな面において、大きな役割を果たしていただいているのではないかなというふうに考えてございます。

○議 長

10番 玉置君(登壇)

○10 番

ありがとうございます。私も本当に同感であります。この会が行っていることは、例えば、老人福祉であり、またはいきいきサロンであり、過疎地対策であり、地産地消を促進していると、私はこのように考えております。その本体が南紀州交流公社、これの運営がやはり苦しい。人件費等で苦しい。その中で、補助するのは人件費を補てんするのかよというような意見もありますけれども、この交流公社がより発展的に、より多くの方を迎え入れられるような事業展開をされるように、されるまで、白浜町もやはり力を貸していかなあかんの違うかな。

この事業内容を見ましたら、私はある方に話を聞きました。今、受け入れを100のところを200件にしたいんや。そして、学生を受け入れられている方は、学生とまた来年、お世話をしたいんや、学生のお世話をしたいんや。はがきが来る、ありがとうございますというはがきが来て、また来年来てほしいんや。そのときまで、私らは健康管理をせんならん。自分らで次来てもらたときに、また学生らをおもてなしできるように、健康に留意せなあかんね。これはまさしく予防ですな。いきいきサロン、万歩計を配るよりも効果がある。万歩計、何百万と予算を組んで配りましたけど、それよりも効果があると、私は思っています。

それで、今現在、緊急雇用対策として、何か県から900万ぐらい、そちらのほうに補助がおりたらしいですけれども、事業の内容からして緊急雇用対策というよりも、やはり、意

味合いからしたら、町からの以前からのいわゆる補助金として出すのが正当であろうかなと。お金には変わりはないですけども、そしてまた緊急雇用対策というのは、いつまでも続くものでもありません。

また、白浜町の補助金にしても、いつまでもせえというわけでは、要望ではありません。ひとり立ちができて、十分な事業体系ができてくれば、それはそれでやっていただいたら、白浜町もそこは手を引かせていただいたらいいかなと思います。今のところはまだよちよち歩きであるから、白浜町もこの事業の発展のために補助金云々というあたりを考えてはいかがでしょうか。これについては、補助要項の見直し等必要な部分はあるかもしれませんが、それを急ぐべきだと思いますが、町長はいかがなものでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外 (町 長)

私も就任して1年4カ月の間、あるいはその前の「大好き日置川の会」の前身の時代からも、この事業につきましても、非常に関心を持って取り組んでまいりました。その中で、やはり、和歌山県におきましても観光交流課を中心に、修学旅行誘致協議会というのが設置されておりますし、その中で、ほんまもん体験の推進を図っています。

日置川地域のこの受け入れ団体である南紀州交流公社さんにおきましても、法人格を取得し、そしてまた、旅行会社や学校へのPR、そしてまた、信頼性を得るために今後も活動を展開していきたいというふうなことで、確認をしております。やはり、議員ご指摘のこういった修学旅行とか体験旅行を、単なる営利とかもうけるということだけの目的ではなくて、やはり、総合的に考える必要があろうかなというふうに考えています。

その中で、全国的にもいろんなさまざまな現状がございまして、事例がございまして。行政側が財政的な補助金の支援をしているところ。あるいは、してないところ。事業として成り立っているところと成り立っていないところ、なかなか難しいところもあると思いますけれども、私が全国的な事例は一応参考にしてもいいんですけども、やはりこの白浜町の中の南紀州交流公社さんをこれからどうやって運用していくんだと。あるいはどうやって行政が手を差し伸べていくんだというふうな観点から、やはり、事業を展開していく必要があろうかなと思っております。

1つは例えば、県と連携しながら、町が過疎対策事業として委託をすとかいうふうなことも1つの方法かと思っております。その中で、私はやはり、観光振興のみならず、先ほどちょっと言い忘れましたが、交流人口をふやすということが大きな、これは目的の1つだろうと思っておりますので、交流人口が今、物すごくふえておりますので、そういう意味では、私は期待をしております。

その中で、今後、どういうふうなことができるかということとございましてけれども、やはり、地域にとっては先ほど申し上げたように、特にご年配の方の生きがいとか働きがいになっておりますので、そのあたりも視野に入れて、今後、過疎対策や地域振興については行政がやはり主導で行っていかねばいけないんじゃないかなと思っております。

その中で、じゃ、人件費にはなかなか補助できないのであれば、ほかのところですか、いろいろなこれから検討を加えていきたいなと思っておりますので、少なくともどういう支援の仕方があるのか。あるいは、あり方として、どういうふうなことがあるのか。これは非

常に今、白浜町全体でもさまざまな事業に対して、あるいは観光団体だけじゃなくて、さまざまな団体について、一定の補助金の見直しをしているところをございまして、やはり今、現状はそういったことで、なかなか進んでいない部分もあるんですけども、取り組みがおくれてきた部分がありますけれども、やはりそのこともあるので、この南紀州交流公社についても、やはり今後、どういうふうな支援の仕方がいいのかなということで、今も行政の中で検討しております。

こういった活動にはやはり、信頼性、そしてまた、安心とか安全面での後ろだてと申しますか、後押しの役割はやはり必要だと思いますので、少なくともこうしたことを踏まえて、町としての考えや方向性をまずまとめて、そして、どのような支援ができるのかを、補助金支出についても、県や財政当局とも相談をしながら、今後、前向きに考えていきたいと考えております。

○議 長

10番 玉置君（登壇）

○10 番

最後になりました。以前、2000年を迎えるときに、ある酒類メーカーというのですか、お酒のメーカーが、2000年というものを商標に以前から、昔から登録しておったらしいです。10年ぐらい前か何か知りませんが。2000年というのは必ず来る、当時も1990年ぐらいのころでしょうか、2000年は必ず来る。それを見越してきちっと手を打っておった。これに私、当時びっくりしました。どうか町政のほうも、必ず訪れる、または訪れるであろうということに対して、前向きに積極的に施策を遂行していただきたいと、こう願ひまして、質問を終わります。

○議 長

以上をもって、玉置君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 10 時 38 分 再開 10 時 41 分）

○議 長

再開いたします。

1番 水上君の一般質問を許可いたします。水上君の質問は一問一答形式です。

まず、平成25年度修正版白浜町財政健全化プランについての質問を許可いたします。

1番 水上君（登壇）

○1 番

水上でございませう。おはようございませう。

質問の前に、昨日、敬老会が挙行されまして、70歳以上の方、5,694名の方に案内が送られたということで、その中の資料を見せていただきますと、100歳以上の方が17名いらっしゃる。ご長寿、おめでとうございます。

それでは、議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

最初に、平成25年度修正版白浜町財政健全化プランから平成23年度を起点として、平成27年度までとする第2次財政健全化プランが策定され、既に2年経過の中ですが、毎年見直しをされていて、ことし6月には平成25年度修正版が公表されています。この見直し

を毎年、私も確認させていただいていますし、ことしの修正版は、平成24年度における取り組みの経過・結果や見直しを行った計画を示すもので、財政健全化に向けた今後の取り組み実施には、まず実施状況を知ることだと思っておりますので、お尋ねします。

最初に、歳入では、町税の確保として取り組まれていることの中に、滞納者への法的処置があり、平成23年度からの差し押さえ件数が201件とありますが、町税に相当する額は徴収できているのでしょうか。過少徴収や例えば、不動産などでの差し押さえなどによる過大徴収などはあるのか、お尋ねします。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、水上議員より、平成25年度修正版白浜町財政健全化プランに関するご質問をいただきました。内閣府が発表しております景気動向指数によりますと、日本経済は改善を示していると報じられているところではありますが、地方を見ますと依然として厳しい情勢が続いており、少子高齢化などの影響もあり、町におけます基幹的収入であります税収の回復の兆しはいまだ見えない状況にあると考えているところでございます。

一方で、国・県からの権限移譲や社会保障費の増加など、多様な行政課題に取り組むためにも、政策課題等に重点的に対応のできる簡素で効率的な行政を実現することが求められており、自立した行財政運営を行っていくことで自主財源の確保、また自主財源を中心とした財源構造を構築することは、国の政策などに左右されず特色ある行政運営を図る上で、必要不可欠なことだと感じております。

このため、町では国の集中改革プランに基づき、平成18年度から実施してまいりました白浜町財政健全化プランを、更なる歳入の確保に努めることを目標に5年間延長し、第2次白浜町財政健全化プランとして各分野での新たな取り組みを行っているところでございます。

ただいま議員からのご質問に関する詳細につきましては、担当から答弁をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

ただいま、財政健全化プランにおける差し押さえ件数でございますが、201件というのは、平成23年度からの累計数字ではなく、平成24年度におきまして、差し押さえを実施した265件のうち、実際に換価した件数が201件ということでございます。

滞納処分に係る差し押さえにつきましては、まず、納付いただけない納税者の方に対しまして、督促や催告などといった法に基づいた所定の手続を行うとともに、場合によっては個別に納付相談などを実施することによって、納付をお願いしているところでございますが、こういった措置をもっても納付に応じただけでない場合には、税負担の公平性の観点から、預貯金や財産等を調査した上で、差し押さえを実施し、場合によっては換価することで徴税するといった措置を講じているところでございます。

差し押さえ件数に関して、過大、過少となっていないかのご質問についてですが、個々の滞納案件の状況に応じ、必要な措置と判断を行った場合には、差し押さえ措置を講じているところでありますので、その件数は取り組みの結果であり、過少であるか、また、過大で

あるかという考えではなくて、あくまでも必要と判断した結果の件数と考えておりますので、ご理解いただけますよう、よろしくお願いいたします。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

今、201件が平成24年度の取り組み状況であると伺いました。23年度からになりますと、累計でどのぐらいありますか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

23年度の結果は、その年の過去の分も含めて23年度の行った件数なんですけれども、24年度の場合には、また、それまでの件数、全部合わせて改めて計算した件数値になるので、24年度に実施した換価した件数が201件ということでございます。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

わかります。24年度でしょう。23年度は今、お尋ねしたかったのは、累計として、23年度にも実施件数があるんだろうなと思うので、そこをお尋ねしたかったのですけれども、累計というか年度で。23年度はどれだけあったのかなど。やっぱり同じぐらい、200件近い件数というのはあったのでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

ただいまちょっと、23年度の件数の資料を持っておりません。24年度については、23年度に収納を行った分を除いて、また新たに発生した分を除いて実施した件数ということになるんですけれども。23年度の時点で何件やったかということは、ちょっと今、資料を持っておりませんので、改めてお答えさせていただきます。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

継続した取り組みの中で、繰り越されたものが24年度にももちろん加算されているのだとは思いますが、その辺の経過の中、減っているのか、ふえているのかということを見たかったので伺いました。

先ほど、町税に相当する額というのが、徴収できているのですかと、差し押さえの中でですよ、そこを伺いましたが、その辺です。相当する額は201件の取り組まれた中では徴収できているのかと。その方法として、不動産やとか給与とか、預金などは対象になるのかと思うのですが、その辺をお伺いしております。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

すみません、先ほどの平成23年度の関係ですけれども、23年度におきまして、差し押さえは242件で、換価は220件ということでございました。差し押さえ件数は13件ほど増加しまして、換価件数は19件ほど減っております。

ただ、換価した金額については増加となっております。今、言われた平成24年度の差し押さえの関係ですけれども、この内訳としましては、預金が192件、不動産が33件、給与が6件、保険契約が10件。あと、国税の還付が出た場合の還付金の差し押さえが24件ということで、合計265件となっております。そのうち換価したのが201件で、換価金額については、差し押さえ額7,714万7,000円のうち1,718万9,000円となっております。これには督促料と延滞金を含んでおる金額でございます。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

住民税の滞納処分には、国税徴収法に準じて給与の差し押さへの禁止額と規定されていると思うんです。給与から差し押さえを図る場合は、やはり長期にわたった徴収、差し押さえになっていくのかなと思うのですが、この方法なんかはどうされているんですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

実際に給与があれば、全額徴収するというのではなくて、生活費に必要な分とか、その分を除いて計算した上で、毎月、月々請求させていただくと。お勤めの方については、その会社のほうに通知して、そこからお支払いいただいているという形になっております。期間については、その滞納額にもよりますので、一概に、それは個々の案件でありますので、長い場合もあれば短い場合もありますけれども、大体、給与からさせていただくという場合については、そこに至るまでかなり経過もありますし、金額的に大きな額の場合もありますので、長期になる場合もございます。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

不動産での徴収が、先ほど33件と言われました。これは評価額と実勢価格と違いがあるかと思うんですが、先ほど私が、過剰な過大な徴収はないかということは、その辺を指して申し上げております。不動産などの査定というのは大変難しいかと思うので、その辺をお伺いしたんですが。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

過大な徴収と言われる表現なんですけれども、あくまでもうちとしては、課税額の範囲で幾らいただけるかということでありますので、過大なという、ちょっと表現は当たらないかというふうに思っております。

あと、さまざまな財産調査をさせていただくんですけれども、その中でも不動産があれば、納付いただけない場合は差し押さえさせていただくということで、直接うちが着手して販売

するとか、そういう件数は少ないんですけども、財産確保のためにというんですか、税額の確保のために差し押さえさせていただいて、そのうちの6件が換価されたということでございます。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

だから、評価額と実勢価格どちらを見て査定するのかということのを伺いたかったのと、それから、例えば、不動産などの場合は、差し押さえた物件はどう処理されるんですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

差し押さえさせていただいた物件について、完納がない限り、まずは差し押さえ解除はいたしません。

あと、不動産の評価額ということだったんですけども、評価額ということもあるんですけども、実際には滞納処分する上で、ほかに何も財産等がない場合は入るまでの処置として、不動産を差し押さえるということなので。税額とその評価というのはバランスもあるんでしょうけれども、まずは税の額を確保するという点で、最終的には販売ということもあるんですけども、まずは確保していくという点で、差し押さえのほうをさせていただいております。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

そしたら、不動産の場合は多少据え置かれるというか、現金納付があるまで置かれるというような処置もあるんですか。そういうことはないですか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

例えば、預金とかの場合は差し押さえするという事は、直接その時点で換金されて、さしていただくんですけども、例えば、不動産であるとか、先ほど申し上げた保険の契約、これはまた、いろいろ健康のこととか、入院のこととかいろいろありますので、即ということではなくて、状況を見ながら対応させていただくという形をとらせてもらっています。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

それでは、町県民税の滞納繰越分が占める割合は、平成24年度では26.9%と公表されていますが、金額はどのぐらいで財源となる町税や使用料などの滞納額は、現在、どのぐらいあり、滞納繰越分で入湯税、保育料、水道料金、下水道料などの収納率が平成23年、平成24年では大きく違いますが、なぜでしょう。これらの徴収率、収納率の向上に向けた取り組みなども、同時に伺いたいと思います。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

まず、町税等の滞納額に係るご質問について、お答えさせていただきます。

平成24年度町民税の滞納繰越額は9,870万8,000円ということで、このうち徴収額は2,651万3,000円でしたので、徴収率が26.9%となったところです。これ、ちょっと1,000円未満の端数は、ちょっと省略させて説明させていただいております。

また、財源となる町税や使用料の滞納額が、現在、どのくらいあるかのご質問についてですが、町税で4億536万4,000円。負担金、これは保育料のことなんですけれども、保育料は負担金として徴収しております。これが602万3,000円。町営住宅などの各種使用料の合計が、3,740万6,000円。財産収入、これは土地貸付収入になるんですけれども、これについては1,297万1,000円。貸付金の元利収入、これは生活困窮者への貸付金でございますけれども、これが267万3,000円となりまして、これらの合計では、24年度で4億6,443万9,000円となっております。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

ただいま、税務課長のほうから関係するところについて、ご説明をさせていただいたところでございます。

まず、同じようなことになるかと思っておりますけれども、入湯税、保育料、水道料金と下水道、それぞれございまして、まず、入湯税につきましては、滞納繰越分、平成23年度と24年度の徴収実績につきましては、平成24年度に大口の滞納分が1件、200万円納付いただいたことにより徴収率が大幅に改善され、平成24年度の数値が大きく上昇しているものでございます。

続きまして、上水道料金でございますが、過年度の未収料金がある場合は、優先して過年度から入金を行っていただいておりますが、現年度請求額に満たないものがあることから、新たな未収金の発生を防ぐため、平成24年11月より、まず現年分を優先して納入いただき、その上で滞納分を支払っていただくこととしてございます。このことにより、平成24年度における滞納分の徴収率が下がったものでございます。

それから、下水道使用料でございますが、平成23年度におきまして未収金を強化することから、預貯金や財産が確認できたものに対しましては、必要に応じ差し押さえを実施してまいりました。その結果、平成23年度における徴収率が大きく改善したものと考えられ、平成24年度には差し押さえなどの対象となるものが少なくなったことから、平成23年度と比較して、徴収率が下がったものと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議 長

番外 会計管理者 田井君

○番 外（会計管理者）

これらの徴収率、それから、収納率の向上に向けた取り組みというご質問でございますが、

まず、全体的な取り組みについて、説明させていただきます。

ことしの4月に機構再編の中で、全庁的に未収債権の回収に取り組む部署として、会計管理者と出納の職員が兼務の形で未収債権回収準備室ができました。分掌事務としましては、未収債権の調査研究及び総合調整に関すること。それから、税以外の未収債権に関する回収事務に係る指導等に関することでございます。

町が持っている債権と言いますのは、滞納の徴収の方法で、税のように町が強制的に徴収できる債権と、裁判所をお願いする強制執行になる債権とに分かれます。債権によって時効の取り扱いとか、それから徴収の仕方が異なってまいります。準備室ではこれらの債権を法的な根拠に基づいて区分して、時効の年数とか、時効の援用の有無、それから未収金の徴収方法などについて整理を行いました。これをもとにして、6月に担当職員を2つのグループに分けて研修会を行っています。

納付していただけない滞納者には、督促を行って、催告を行って、面談を行って、納付相談を行っていきませんが、税金のように強制徴収ができるものについては、財産調査や差し押さえができますので、税務課と連携した取り組みをする。

そしてもう一方で、強制執行によらなければならない債権については、法的回収措置も視野に入れた取り組みを行っていく。こういう方針で取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

固定資産の適正課税で、実施状況から課税漏れ物件が40件あった。償却資産の賦課更正18件、入湯税の未申告5件という報告もされておりますが、こういうことがあるのかと、ちょっと驚いておりますけれども、その指導状況はいかがなのか、お尋ねします。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

財政健全化プランに記入されております固定資産の適正課税について、ご説明させていただきます。

まず、健全化プランの実施状況欄にあります課税物件の把握に関することですが、これについては平成23年度に撮影しております航空写真、これを過年度の分と比較しまして、その中で新築・増築・改築・一部滅失など、課税台帳と照合を行った結果、補足漏れとなっている価格が判明した場合、新たに課税を行うなど把握漏れがないよう、調査を実施してきたものでございます。

また、償却資産の賦課更正につきましては、償却資産未申告事業所で、その事業規模等から課税対象資産を有していると思われる事業所に対し申告を促すなど、平成24年度で18件の賦課更正を行ったものでございます。入湯税未申告事業所の啓発につきましては、鉱泉浴場を有する宿泊施設などで対象となる事業所に対し申告するよう指導を行い、24年度で5件の賦課更正を行ったものでございます。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

今、この実態の報告があったわけです。調査の成果がここに出てきたと解釈したらよろしいでしょうね。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

そういうことでございます。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

了解しました。やはり、こういう個別の、例えば増改築などの申請漏れであるとか、それから、入湯税などもちょっと聞きますと、インターネットで何というのですか、入湯客をとっている施設のそういう情報を見て調べ、調査に入ったということも聞いておりますから、これは調査の成果だと高く評価できるかと思えます。

それでは、次に、和歌山地方税回収機構への徴収移管した実績は49件だそうですが、金額にしてどのぐらいで、この費用対効果はどうなんでしょう。それでまた、回収機構から差し戻された案件や、今年度の移管状況などはいかがでしょうか。

○議 長

番外 税務課長 高田君

○番 外（税務課長）

和歌山地方税回収機構への町税の徴収移管実績についてのご質問をいただきました。平成24年度の移管件数は49件で、督促料も含めた移管金額は6,739万6,000円でございます。また、徴収実績としては件数で42件、徴収額は5,464万5,000円となっています。これは本税だけではなく督促料・延滞金を含んだ金額でございます。

また、平成24年度の和歌山地方税回収機構に対する白浜町の費用負担金額は、993万1,000円となっております。その内訳ですけれども、徴収実績割が前々年度の徴収金額をもとに計算されるんですけれども、それが徴収金額の10%ということで640万円。基礎負担割が15万円。処理件数割が1件につき6万9,000円という金額となっております。これが49件分で338万1,000円となっております。この合計が993万1,000円の費用負担額となっております。

金額だけで言えるものではないかも知れませんが、費用対効果の単年度収支ということで、徴収額5,464万5,000円に対して、負担金が993万1,000円ということで、4,471万4,000円の方は差引残るという形になります。徴収額に対する費用割合を単純に言ってみますと、約18%というふうになっておりますけれども、回収機構に移管する案件につきましては、特に困難な事案を選択している中で実績を上げてもらっている点、それから、回収機構に派遣され経験を積んだ職員が各出身自治体に戻り、その知識を生かして業務に当たっている点などを考えあわせれば、その効果は非常に大きいと考えております。

それから、回収機構への移管期間は基本的には1年ということになっておりまして、期間が終了すれば町に戻ってまいります。24年度の場合は49件移管のうち、完納の時点で1

6件がすぐ戻ってまいりました。残りの案件は一部納付されたものも含めて、1年たてば町に戻ってくるという形でごさいます。ただ、その内容を精査した上で、その戻ってきた案件についても状況によって、再度移管するという案件もごさいます。

今年度の移管状況についてですけれども件数で40件、金額は督促料を含めて6,539万5,000円となっております。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

差し戻されたものを、今年度もさらにまた、移管するというようなこともあるということをお先ほど言われていましたけど、やはり不納欠損に至るまでにも、やはりこういう手段の中で、費用対効果が、先ほどの説明の中では十分あるんだというようなことでしたので、やはり、この税の回収というのは公平性から見ても、やはり、もっと取り組んでいただいた中で、町税が、歳入がアップすると、一般に入浴料であるとか、使用料の値上げをしなくて済むんじゃないかと。

やはり、この税の未収金が、かなり滞納が大きいので、一般的にどのぐらいあるんよと町民の方に聞かれることもあります。この徴収に向けてやはり、人的な、もうちょっと措置も欲しいのかな。もうちょっと、こういうことに向けての取り組みをしていただけたらなと思ひまして、今回質問させていただきました。

次に、この多様化する行政需要に対して、みずから徴収・確保でき、自由で弾力的な配分が可能な自主財源の確保は、自立した行財政運営に必要不可欠である。そのため、自主財源確保の取り組みを積極的に推進することにより、自主財源を中心とした歳入構造への転換を目指すとありますが、今後の新たな自主財源確保について、町長のお考えはどうあるのか、伺ひます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

ただいま、議員より今後の自主財源確保に向けたご質問をいただきました。合併による優遇措置もまもなく期限を迎えます。財源不足も懸念されるところでありますが、将来に向けた財源の確保としまして、財政調整基金への積極的な設立を平成22年度より行っておりますけれども、これを総合的に、もう少し未収金を、この総合的な未収金の確保。そして、確保していく上で、国民健康保険税、介護保険料などの個別の税目ごとに対応するのではなく、町全体として未収金対策に取り組むことが重要であり、必要であろうと思ひしております。

今年度、先ほど会計管理者からご説明申し上げましたように、未収債権回収準備室を設置したところでごさいます。自主財源を確保する上で使用料などの受益者負担に関しましても、特定の行政サービスを利用する人と、利用しない人との公費負担の公平性を確保することが大切であると考えております。提供するサービスに係る経費を算出した上で、適正な負担を求めることが必要であり、現在の料金体系に関しましても、今後、歳出面で関係する経費の総額を把握し適正な負担を求めするため、場合によっては見直しを実施することも必要ではないかと考えております。

今後も財政健全化プランを中心とした取り組みを行いながら、職員一人一人が常に財源の

確保、そして行政事務の効率化といったことに意識を持って、徹底した歳出の削減を行うことが、将来にわたる自主財源の確保につながるのではないかというふうに考えてございます。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

歳出節減合理化についての取り組み状況をいろいろ伺ってきたわけですが、平成23年度から24年度までの成果額、財政効果というのも、この財政健全化プランの修正版には出ておりますけれども、これを見ますと、町税で収入の確保というのが目標値より下がっておりまして、6,000万ほど下がっております。また、自主財源の確保は2,000万ほど多いという報告が出ております。そして、歳出では目標値を大きく上回っているのじゃないかと思うのですが、この成果について、一定の町長のお考えを聞かせてください。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

今、議員からご質問いただいた件で、財政健全化プランの中で一定の成果を見ているところでございます。平成23年から24年までの成果ということでございます。私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応するため、より簡素で効果的な行政事務を目指し、財政健全化プランに個別の項目を掲げて取り組みを進めているところでございます。平成24年度までの取り組み実績でございますが、税収の早期確保と自主納税意欲の向上を図ることを目的に実施しておりました固定資産税前納報奨金について、税負担の公平性の観点から平成24年度をもって廃止しており、廃止による効果は約2,000万円になるものと試算してございます。

また、一部の町営公衆浴場で営業時間の短縮・完全休業日を設けることで、利用者数の少ない時間帯の維持管理経費の削減はもとより、継続した使用を避けることで施設自体の延命化を図ることとしています。その他、社会情勢、町民ニーズの変化に伴う参加者数の変動を踏まえた町主催イベントの見直し、指定管理者制度の導入、施設の維持管理の見直し等々、既成概念にとらわれず、職員一人一人が常に無駄のない削減意欲をもって、日々の業務に取り組んできているところでございます。

すべての取り組みを金額としてとらえることはできませんが、歳出節減合理化の取り組み結果を金額に換算するとすれば、平成23年度で約1,100万円、平成24年度で約2,200万円と試算をしているところでございます。よろしく願いいたします。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

財源確保のところで、1つ、6月議会の定例会で、2015年度の供用を目指している近畿自動車道の紀勢線インターの活性化策について質問させていただいておりますが、庁内プロジェクトチームで検討・協議を進めているところだと説明がありました。現在のプロジェクトの進捗状況と、この機に経済活動の流通メリットを取り込める方策で、地域活性と財源確保につなげていけるか、改めて町長の考え方を伺いたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

庁内プロジェクト会議につきましては、現段階では情報発信拠点や観光資源、あるいはルート、新しいイベントの発掘等、自由な意見を出し合い、今現在、議論をしているところがあります。また、先般、7月26日に白浜インターチェンジ周辺地域の住民代表の方々が中心となって、地域協議会が立ち上がっております。その中で、その地域協議会に対しまして、庁内プロジェクト会議で議論されているものを提案し、情報発信基地、情報発信拠点等の研究、そしてまた、検討を行っていただいているところでもあります。

今後は、引き続き庁内プロジェクト会議や地域協議会における提案をもとに研究を重ね、ある一定の方向性が定まれば、国県の補助を含めた財源確保に取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

いずれにしましても、この地域協議会のメンバーもかなり大きなウエートを占めると思いますし、我々の庁内の中でのプロジェクト会議も重要な要素をこれから行えると思っておりますので、重要な位置づけになっております。これがかなり、これから活性化に向けて進んでいくのではないかなというふうに、私は大きく期待をしております。

以上でございます。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

6月にも申しましたが、2015年ですから、もうすぐです。最近、全国のインターチェンジでは、アイデアでインターが名所になったり、そこで提供される食べ物が名物になって誘客していると伺っております。このプロジェクトの中で、具体的に進んでいるんだと今、報告を聞いて思いましたけれども、広く企画を募集公募するのも一案なんじゃないかと思っておりますので、そういうことも地域の中でもそういう協議がなされている、庁内でもなされているということですが、斬新な企画も一度、そういう公募の中でアイデアいただいたらどうかと思います。

それでは、次に、定員管理と適正化について伺います。定員適正化計画が策定されていて、その計画に沿って職員総数の削減や専門職の採用などが報告されています。職員の雇用状況で正規雇用と非正規雇用の現状は、どのようなバランスなのか伺います。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

ご質問をいただきました正規雇用と非正規雇用の現状でございますが、定員適正化計画における平成25年4月1日現在の職員数は351名に対し、非正規雇用者が179名となっております。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

保育所などでは、臨時職員が担任を持つ状況にあって、常勤職員とほぼ同じ勤務実態だと

聞きますが、ほかの課での嘱託・臨時職員の実態はいかがなんでしょう。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

保育所における常勤職員と臨時職員の職務状況等の違いについての質問をいただきました。

保育所におきましては、正職員と臨時職員での担任業務につきましては、基本的には臨時職員が担任を持つ場合には、2人担任ということにしております。書類作成や会議などへの出席なども2人で交代できるようにしてございます。また、臨時職員の担任を持っているクラスには主任保育士、指導保育士が常にフォローに入れる体制をして、臨時職員の職務の負担を軽減できるようにしてございます。

以上です。

○議 長
1番 水上君（登壇）

○1 番

今、その実態を民生課長から報告していただきましたけれども、実際、正職員さんだけでは運営が成り立たないということでしょうか。

○議 長
番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

職員の配置の関係でどうしても、クラス分けをしていますので、正職員は皆、今、担任職を持ってございます。その関係上、足りないクラスには臨時の職員でお願いしているという状況でございます。

○議 長
1番 水上君（登壇）

○1 番

以前にも、この保育所の処遇について質問させていただいたことがあるんですけども。やはり、保育士のそのような位置づけの方ですと、やはり資格も要求されますよね。そこへもって、正規雇用の方と同じ責任があると、やはり幼児を保育する場合の、精神的なかなり大きな責任感あるかと思います。やはり、正職での対応ができないか、または正職へ引き上げできないかという質問も過去にしたことがあるんですが、実態として現場は大変厳しいものだ聞いておりますけれども、ここで非正規雇用の嘱託さんと臨時職員の処遇については、どう違うのかお尋ねします。

○議 長
番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

非正規雇用の職員と賃金職員の処遇でございますけれども、まず、報酬につきましては、嘱託・臨時職員のそれぞれの職種によりまして給料表、また基準賃金等定めて運用しているところでございます。勤務時間・休暇等につきましては、雇用形態に異なり正職員の例による場合と、業務により個別に定めている場合がございます。また、臨時職員につきましては、勤務時間は職員の例によるものとし、休暇は年次有給休暇を半年ごとに5日、1年で10日

というふうな形で給付をしているところでございます。

以上です。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

現在、白浜町の有給休暇の状況を、今、総務課長の報告の中でありました。週5日以上、または週30時間の労働者で6カ月継続勤務の者には5日の付与、1年で10日ということが認められていると今、確認しました。労働基準法ではすべての労働者に保障されて、法律で、パートでもアルバイトでも派遣社員でも契約社員でも、就業規則に定められていなくても、有給休暇は6カ月で10日、1年で20日という条例で定めたら認められる労基法の中に、これも書かれておりますし、また、改正になれば、さかのぼっての付与もできるとあります。

この質問をするに当たって、前もって担当課に通告し、ことし7月には、田辺市でもこのことについて、労働基準局からの指導により改正され、6カ月で10日の付与となった事例も紹介しましたので、白浜町でも1日も早く見直されたい。本日、正常な改正に向けた答弁を期待しますが、いかがでしょうか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

先ほども白浜町の要綱に基づきまして、それぞれの有給休暇の給付ということでご説明をさせていただいたところでございます。しかしながら、田辺市の今、議員からご指摘ございましたように、田辺市の取り組み状況等もございます。したがって、当町におきましても今後、臨時職員の年次有給休暇の取り扱い、それから、先ほどおっしゃっていただきました労基法の関係等もございますので、一度、県や関係機関、あるいは周辺市町の状況等もあわせて、研究をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

それでは、きょうは改正に向けた答弁がいただけるのかなと思っていたのですが、研究していただくのでしたら、扶養手当であるとか期末勤勉手当、そして退職手当なども条例の中で、この賃金さんもやはり、それは定めて採用することもできるというようなことも、自治法の中にもありますので、積極的になるべく早い時期にですよ、これを改正していただけたらと思います。

それでは、これで25年度修正版白浜町財政健全化プランについては終わります。

○議 長

それでは、修正版白浜町財政健全化プランからについての質問は終わりました。

続いて、まちづくりと活性化についての質問を許可いたします。

1 番 水上君（登壇）

○1 番

それでは、まちづくりと活性化について伺います。

今夏の観光動態、入り込み客数、イベントなどの成果はどうか。これらの報告から、まちづくりへの町長の新たな考え方を伺いたしたいと思います。

○議 長

番外 町長 井瀬君

○番 外（町 長）

ただいま水上議員から、まちづくりへの町長の新たな考え方ということでご質問をいただきました。やはり、今後、私は前回の過去の議会でも答弁しておりますけれども、これからはやはり、まちづくりということと活性化ということについて、町は一定のビジョンといたしますか、これから方向性を皆様にお示しをしないといけないというふうに考えてございます。

特に、今後、近畿自動車道、紀勢線南進化に伴う白浜町の活性化のこと、あるいは今後、新規事業についても各課に調査研究を指示して、新たな課題については今後鋭意推進をしていくということで、今、指示をしております。各行政課題につきましても、その都度、関係課で庁内会議を開いております。現在のところ、今、政策調整会議というのもございますけれども、その中での案件としては会議は開いておりませんが、私としましては、必要に応じて、新たな施策や新規事業等への各課に横断する諸課題については、そういった会議の中で方向性を検討していきたいと考えてございます。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

観光動態について、ご質問をいただきました。ことしの夏は大きな災害も発生することなく、大勢の観光客の皆様でにぎわいました。町で把握しています入り込み客数は日帰り28万1,147人。宿泊につきましては44万7,043人で、宿泊は昨年より増加したのに対して、日帰り客はわずかに減少となりました。町営浴場などの施設もおおむね昨年並み、または、それを上回る入場者数を数えたところでございます。

夏のイベントにつきましては、2回の花火大会を初め、キャンドルイルミネーションやメッセージ花火、白浜おどり、そして、熊野水軍埋蔵金探しなど、例年に引き続き、多彩なイベントを予定どおり実施できたところです。特に、8月10日の花火大会は土曜日ということもありまして、大変大勢の来場者でにぎわい、主要駐車場も軒並み満車となり、深夜遅くまで帰りの車で渋滞したところです。

いずれの行事も関係機関、また、経済3団体が連携して実施していただいております。なお、海水浴場の開設期間は9月16日までとなっております、この連休にフラフェスティバルやキックオフ・トワイライトコンサートなどが予定されているところでございます。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

観光課長から報告いただきました。イベントなんですけど、町民の方の声としては、やはり、発表は発表で人数、数字的な報告も今あったわけですが、やはり、マンネリ化しているんじゃないか。精査が必要じゃないかという意見も聞いております。ここ数年来、そういうことを聞いておりますので、やはり、この結果をもってですよ、関係各所とこれからも次年度に向けた、やはり協議などしていくんだと思うんですけど、やはり、そこで各種団体であると

か、そういうことの中で、もっと意見も集約して次につなげていただきたいと思います。

それでは次に、「オール白浜ここでしかできない旅実行委員会」の発足から、これまでの活動の成果と課題や今後に向けてはいかがでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

「オール白浜ここでしかできない旅実行委員会」につきましては、平成22年の発足以来、ビンゴでスタンプラリーの実施、あるいは観光案内所の開設、ギャラリーしらすなでございませけれども、そういったことを初めとして、さまざまな事業を行っていただいております。観光のまち白浜町の魅力増大と地域の活性化にご尽力いただいております。

活動の成果ということでございますけれども、やはり、これはいろんな側面があるかと思えます。やはりこの事業が継続して実施できていること、そしてまた、実行委員会の目的に賛同いただける方々による組織化が図られていて、そして、これまでありがちだった行政、あるいは経済3団体からの運営だけでなく、より広範囲の皆様方に入っていただいて、ご意見をいただきながら、自主的な取り組みが行われているということは、これは非常に大きな成果であるというふうに考えてございます。

こういった取り組みが今後も継続して行われることによりまして、町の活性化、観光の振興につながっていくのではないかなというふうに考えてございます。やはり、これは支える人材があってこそ初めて成し得ることでございます。今後も町益につながる人材の確保、そしてまた、どのようにしてそういった方々による機運の高まりを維持しながら、継続的な取り組みとして、この「オール白浜ここでしかできない旅実行委員会」につきましても、今後とも皆様方のお力を得ながら、継続的に取り組んでまいりたいと思っております。

水上議員におかれましても、ウェルカムサポーターということで一員であるというようにお聞きしております。引き続き、皆様方からのさまざまな立場からご協力いただければ、まことにありがたいと思っております。

○議 長

1番 水上君（登壇）

○1 番

わかりました。継続した取り組みの中でということですから、やはりもっと設置して、平成22年度、わっと沸いたように思うんですが、やはり、今はどうなのよということにもなっていますし、やはり、ここでの活動、これ、各種団体も一緒になって、オール白浜ですから、やはり町もリーダーシップをとって、そこでもっとこのオール白浜を活用していただきたい、まちづくりの活性化につなげていただきたいと思います。

それでは、ほかに、白浜温泉旅館協同組合と大阪芸大が、白浜アートプロジェクトとして、白浜で年間を通しての企画立案中だと伺っています。若い学生の感性をまちづくりに生かせるのではないかと。文化芸術の発信地として息づく、根づくことを期待していますし、さらに、空き店舗や空き保養所の利活用の案もあるようなので、このプロジェクトを今後、町がどう協力支援していけるのか、伺いたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

この白浜温泉旅館協同組合様と、今現在は大阪芸術大学のグループとの共同事業によりまして、白浜アートプロジェクトについての協議が進められておるといふふうに聞いております。ことしの秋から双方で協議が進めていかれるということでございます。町としまして、やはり、できる限り全面的に協力をしていきたいと存じますが、現時点ではどのように支援していけるのか、明確なお答えはできませんので、ご理解いただきますようお願いいたします。

いずれにしましても、旅館組合さんと大阪芸術大学様双方の協議の動向を見守りながら、経済3団体の皆様とともに、協力をしていく必要があるかといふふうに考えてございます。

○議 長

1番 水上君(登壇)

○1 番

わかりました。6月に白浜町政策調整会議を今年度から新設したと伺っております、先ほど、町長の説明の中で、会議は持っていないということでした。半年になるんですけども。これ、大変期待しております。設置の目的は新規事業に係る企画内容の検討、そして各課相互間の懸案事項の調整、計画的かつ効果的な調整の推進を図ると、これまで説明されていまして、まさに今、高速道の活性化もしく、新たなまちづくりに対しての企画立案がどのように検討されているのか。これ、本当にこういう議会、ちょうど定例会のときに、ぜひともこういうことの経過報告はしていただきたいと思っております。これ、こういう位置づけの新設した会議を持たれるということですから、今、新たな答弁はないのかと思っておりますけれども、やはりせっかく設置した調整会議なんですから、ここでの働きというのは今後、大きなものにしていただきたいと思っておりますから、町長のお考えを伺いたいと思っております。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

ただいまご指摘いただきましたように、この白浜町政策調整会議につきましては、6月議会で議員の一般質問で説明をさせていただきましたけれども、経過報告はまだできていなかったかと思っております。それにつきましても今後やはり、皆様方にもお示しをし、そしてこの会議でどんなことが審議されているのか。あるいは、今後どういうふうな課題があって、その会議で取り上げていけるのか、今現在は、先ほど申し上げましたように、その都度、関係課で庁内会議を開いておりますので、現在のところ、この政策調整会議で諮る案件としてはございませんけれども、必要に応じて後はやはり、積極的に開いていきたいといふふうに考えてございます。

最近も国土交通省のほうから、地方の空港についてのこういった具体的な提案があれば、そこに国土交通省が、国が予算をつけるといふふうな発信もございました。そういったニュースもございましたので、そういったところも1つの、例えば、もちろん活性化協議会の中でも審議していただけることかと思っておりますけれども、それ以外のことでもやはり、積極的に町の担当課が中心になって、もっと精力的に協議ができれば、まだ新しいアイデア、あるいは知恵が出てくるのではないかなといふふうに考えてございますので、ぜひとも皆様方のまた力もアドバイスもいただきたいと思っております。

以上です。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

来年の平成26年には、世界遺産登録10周年を契機に、和歌山ディスティネーションキャンペーンをJRグループ6社と連携して実施するにさきがけて、県内ではこの9月14日から12月13日までの3カ月間、プレキャンペーンが開催されるようですが、白浜町にも世界遺産登録された熊野古道大辺路ルートがあります。期間中のプレキャンペーンや地域イベントの企画に、県の広報からすると、白浜町の企画が見当たりませんが、白浜町での企画はあるのでしょうか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

プレDCの県のイベントの状況についてご質問をいただきました。白浜町のイベントの内容につきましては、これはこのDCの協議会で協議するイベントではなしに、地域イベントとして実施されます。白浜町でもいろいろDCに向けてのイベントについて、協議をしているところでございます。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

観光課長から今、協議をしているところだと聞いておりますが、このプレキャンペーンの期間はもう始まりますし、やはり、こういう機を使って地域イベントを、もっと情報発信していただけたらと思います。来年の和歌山ディスティネーションキャンペーンに向けて、積極的な動きをしなければ、うまくチャンスを取り込めないと思います。県の企画の段階で動いていただきたいと思います。何回でも足を運んでくださいよ。独自の企画もどんどん打ち出して、また、2015年まで続くゴールデンイヤーに向けて、プロジェクトを結成するぐらいの意気込みと、数値目標をもって取り組むことも必要ではないかと思います。広域観光メニューを周辺自治体と協議してはいかがでしょうか。既にその機会はある、前向きに進んでいるのだと思いますけれども、ゴールデンイヤーに向けての取り組み、時間がありません。また、こういう具体的な広域の協議というのも報告はまだ聞いたこともありませんので、今、質問をしているんですけども。この辺の取り組みについて、最後、伺いたいと思います。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

DC、それから世界遺産10周年記念ということで、ゴールデンイヤーに向けての取り組みについての、いろいろご指摘をいただきました。確かに、私ども、まだ確実に決定してやるというふうなイベントしか外に出せていないという部分もございまして、発信が少し遅いのかなとも思いますし、これから本番、この10月には関係者の方々と販売促進会議ということで、DCに向けての本格的なスタートをいたします。

やはり、今、議員がご指摘いただきましたことも含めまして、今後、積極的に取り組んで

いきたいと考えております。

○議 長

1 番 水上君（登壇）

○1 番

今、担当課から力強い答弁いただきました。積極的に発信して、情報を開示していくというようなことだと受け取っております。やはり早い時期にそういう情報発信していただきますと、やはり、地域や住民を巻き込んだ取り組みになるかと思っておりますので、期待して、このまちづくりについての質問、そして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議 長

以上をもって、水上君の一般質問は終わりました。

暫時休憩します。

（休憩 11 時 45 分 再開 12 時 57 分）

○議 長

再開いたします。

事務局長より報告を行います。

番外 事務局長 林君

○番 外（事務局長）

報告を行います。議会運営委員会でご協議いただきましたのでご報告を申し上げ、ご了承をお願い申し上げます。

本日の一般質問は正木秀男議員まで行うことになりましたので、ご了承いただきたいと思っております。

なお、本日散会後に議員懇談会を開催しますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議 長

諸報告が終わりました。ご了承のほど、よろしく願いいたします。

引き続き、一般質問を続けます。

15 番 辻君の一般質問を許可いたします。辻君の質問は一問一答形式です。

まず、殿山ダムについての質問を許可いたします。

15 番 辻君（登壇）

○15 番

15 番 辻です。議長のお許しを得まして一般質問をさせていただきたいと思っております。昼一番ということでございまして、おなかのほうも十分補充されまして、気分よく答弁のほうをいただけるんじゃないかなというふうに思っております。よろしく願い申し上げます。

せんだって、テレビ報道でもございましたけれども、2020年の五輪の開催都市が東京に決定されたということで、大変うれしく思っております、テレビを見ていまして、IOCのロゲ会長さん、封筒をあげながら「東京」と言うのを、あの一瞬を本当に喜びましたけど、オリンピック・パラリンピック、東京でということで、56年ぶりに開催されるということで決定された瞬間でありますけれども。歓喜に包まれながら、大変興奮したものでございます。これこそ一種、歴史的な瞬間ではなかったかなというふうに思っております。東京と、そしてまたイスタンブールですか、60対36ですか。大差で票をいただいたとい

うことでありますけれども。前回は負けたんです、持ってこられなかったということで、ロビー活動、そしてまた、プレゼンテーションにおいて、大変な力を発揮されていたんじゃないかなというふうに思っています。情熱と決意が、ほかより勝っていたんじゃないかなというふうに思っています。また、オールジャパン体制で、オール白浜ではないんですけれども、オールジャパン体制で勝ち得た勝利であったように思っています。

経済効果のほうもまた、3兆円とか15万人の雇用とかも言われてございますけれども、何とかの皮算用にならんように、ひとつ、7年後のオリンピックに向けて成功させることが大事かなというふうに思っています。

それでは、余分な話をしましたが、これより一般質問のほうに移らせていただきます。

今回は殿山ダムについて、水利権更新に伴う諸課題と、そしてまた、町営住宅の空き家対策と、そして安全対策について、JR日置駅から田野井間の道路灯について、3点ほどになっていますので、よろしく願い申し上げます。また、前向きなご答弁のほどお願い申し上げます。

まず、1点目、伺いたいと思います。

殿山ダムの水利権更新に伴う諸課題についてです。殿山ダム水利権更新に伴う庁内検討委員会について、前回、お伺いしてございます。殿山ダムの水利権更新に伴う町の取り組みについて、3月議会のときに質問させていただいてもございます。そのときの町長答弁で、平成26年7月の更新に向けて庁内検討委員会を設置し、今後の対応について調査研究をしてまいりたいという答弁でございました。そのことについて、検討委員会をその後、設置されたのかどうかをお伺いいたします。よろしく願い申し上げます。

○議 長

番外 町長 井潤君（登壇）

○番 外（町 長）

ただいま、辻議員から殿山ダムの水利権更新に伴う検討委員会を設置されたかということのご質問でございます。議員には3月の議会で、殿山ダム水利権更新に伴う庁内検討委員会についてのご質問をいただいております。

まず、議員もご承知のように、殿山ダム水利権更新というものは、河川管理者である和歌山県が関西電力に対して許可を出すものであります。それに伴い和歌山県より水利使用許可の更新に伴う、河川法第36条第2項に基づく関係地方公共団体の長の意見聴取がございまず、町としましても水利権更新に向け取り組みをし、地元の意見を聞き集約して、和歌山県へ意見を具申したいと思っています。

検討委員会につきましては設置しておりますが、殿山ダム水利権更新に伴う現状を把握するため、まず委員全員で勉強をして、殿山ダムについての知識を共有してもらいます。今の段階では、水利権更新に向けての町の方向性を示していく水利権対策協議会ではなく、事前準備としての検討委員会ということでご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

その事前準備として、検討委員会ですか、その検討委員会については何人構成でされておるのかということをお伺いしたいと思います。

○議 長
番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）
検討委員会の人数は、各課長7名と事務局2名ということで構成をしております。

○議 長
15番 辻君（登壇）

○15 番
それでは、各課の7名と事務局2名ということで構成されている課を教えてくださいか。

○議 長
番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）
総務課長、それから、会計管理者、建設課長、教育委員会次長、富田事務所長、地籍調査課長、それから日置川事務所、私と。あと2名は日置川事務所の事務局ということです。

○議 長
15番 辻君（登壇）

○15 番
7名で構成ということで。それらについては、どこの課がこれは今後、主体となっておられるんですか。

○議 長
番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）
今のところは日置川事務所が主体となって、事務局も担当していきたいと思います。

○議 長
15番 辻君（登壇）

○15 番
このことについて、殿山ダム水利権更新に向け、現在、課長が主体となって取り組まれているということで、日置川事務所長ですね。課長の上にまた副町長に入っていて、水利権更新の対策協議会発足に向けて取り組んではどうかと思うんですが、その辺についてはいかがですか。

○議 長
番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）
現在の検討委員会は先ほども申し上げましたように、殿山ダムの現状を把握するための検討委員会であります。今後、水利権更新対策協議会を正式に発足したときには、トップは私、町長となります。

現在の検討委員会に副町長が参加するかは、議員のご提案も踏まえて今後、検討してまいりたいと考えています。

○議 長
15番 辻君（登壇）

○15 番

今後は検討されるということで。私、副町長にも現状の把握というのですか、これまでのダムに対する知識、いろんなところの勉強していただきたいと。そしてまた、加わっていただきたいというふうな思いはございます。現状を把握していただいて、そこで水利権更新を主体とした検討委員会設置についての、今後の町の考えをお聞きいたします。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

殿山ダムの水利権更新につきましては、先ほど申し上げましたように、今後、特に日置川地域の方々は大変関心が高いと思っています。検討委員会では、殿山ダムに関するこれまでの経過等について調査、研修し、職員同士が共通認識を図り、そしてまた、早急に協議会設置に向けた取り組みをし、地元調整等も含め、意見あるいは要望の集約に取り組んでいきたいと考えています。

○議 長

15番 辻君(登壇)

○15 番

その委員会の今後の取り組みについて、地元の意見を反映させるための要望集約について、地元説明会をどうしていくのかということになると思うんですけども、今後、地域、地域でやっていくのか、それともまた、2つ、3つの地域に分けてされていくのか、説明をされていくのか、その辺についていかがですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外(日置川事務所長)

説明会につきましては各集落単位ということかということなんですけれども、今まだ、その委員会の中で、きちっとどういう会場に設定していくかというのは、検討しておらないのですけれども、なるべく細かな単位でできればいいというように考えております。

○議 長

15番 辻君(登壇)

○15 番

来年の7月ということで期限等もございますけれども、その中で、説明会についても一度聞けばこれで納得したよというようなことは、なかなかなかろうかと思えます。一度ならず2度、3度と説明会も行くようになるかと思えますので、早い目に対応していただきたいというふうに思っております。

日置川の住民にとって、殿山ダム水利権更新に関心を持たれる方は多々あろうかと思えます。期限も限定されている中、早急な取り組みを行う。地元の意見をよく聞き、更新に当たってほしい。このことについて町長の見解を、もう一度お聞かせいただきたいなというふうに思えます。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外(町 長)

議員がおっしゃられるように、日置川地域の方々は先ほども申しあげましたように、この殿山ダムの水利権更新については非常に関心が高いと。大勢の方々が関心を持って考えていらっしゃると思います。その中で、先ほどと同じ答えになりますけれども、特に地区での懇談会、地区懇談会を1回、2回、回数を重ねて、やはり開催をして、丁寧に説明をしてご理解をいただきたいというふうに考えてございます。

やはり、まだまだ先と言いましても、来年の7月でございますので、間近に迫っておりますので、1年切っておりますので、できるだけ速やかに迅速に対応して、皆様のご意見も集約しながら、県に対しましても意見を具申していきたいというふうに考えてございます。よろしく願いいたします。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

今回、ダムに関連して河川改修と、河床整備についてお伺いをしたいと思いますので、よろしく願い申し上げます。

現在、田野井地区で河川改修が実施されてございます。今後の日置川の河川改修計画の予定をお伺いしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

田野井地区県道側の改修も進みまして、本年度は改修工事現場内の河川の堆積土砂除去工事が発注されております。この工事は場外へ2,440立米を搬出する計画となっております。県道側でダム工事としまして、護岸改修120メートルが残っております。現在、用地交渉等を行っており、交渉が終われば改修工事へと進んでまいります。

また、護岸改修工事ではありませんが、小川地区、宇津木地区で日置川との支流、堆積土砂除去工事も実施されており、約8万立米が搬出されます。それと大地区においても旧玉伝小学校付近の河川堆積土砂除去工事も発注されておまして、1万5,000立米の搬出予定であります。

また、今後、河川改修工事の計画ですが、矢田地区の水源地からJR鉄橋までの河川改修計画を、ただいま作成していただいておりますので、そのように進んでいくと考えております。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

今後、矢田地区での河川改修の計画を立てているということでございます。矢田地区での河川改修の事業計画や、宇津木、小川、大の堆積土砂を撤去して、河積断面を確保し、水害から住民を守るため県も努力していることと思います。町のほうでもロケ谷地区を3年計画で河床整備事業に取り組まれております。ロケ谷地区の砂利の採取量、また、今後の採集箇所及び数量等々について、計画されているのかをお伺いいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

ロケ谷の採取量につきましては、3年計画としまして14万3,905立米の採取となります。年度計画としましては、平成24年度は3万4,062立米を採取しており、平成25年度、本年度の10月からは5万7,370立米の採取を実施し、最終年、平成26年度で5万2,473立米を採取して、合計14万3,900立米の採取予定であります。

今後の事業実施計画区間は、田野井地区から中嶋地区までの計画で、採取量は約40万立米を予定し、7、8年でこの区間を完了したいと考えております。また、中嶋から上流につきましては、一般公募による砂利採取と県事業にて堆積土砂除去工事が発注され、安定河積断面確保に向けて取り組んでおります。

以上です。

○議長

15番 辻君（登壇）

○15番

河川の改修、また河川の整備と事業が実施されている中で、やはり住民の生命と財産を守るためには絶対必要な事業でございます。今後も県と連携を図り、安全安心な下流地域の生活を守る対応を早急に進めていただきたいというふうに思っております。

そこで、もう1点お伺いをいたします。豪雨によりダム放流等による川からの越流により、町道や田畑が浸水する箇所があると聞いてございます。3門ダムから放流されれば、毎回浸水する箇所でございます。その場所はどこなのかということについて、お伺いをいたします。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

町道も浸かりますけど、主に先に県道のほうが浸水するというので、ロケ谷地区、舟木と大地区、旧玉伝小学校付近が浸水する、すぐに3門で浸水する状況でございます。

○議長

15番 辻君（登壇）

○15番

県道のほうが先に浸水するというので、田野井地区なんか、よく水、越えてますね。ここではロケ谷と、そしてまた、大地区、玉伝地区ですね、浸水するんだということですね。ロケ谷、舟木、大地区、旧玉伝小学校付近であるとのことで、その越流対策として、毎回毎回、3門で越えるんだと、浸水するんだというところの護岸の改修や県道の改修等の計画はできてあるのかどうか、その辺についてお伺いいたします。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外（建設課長）

現在のところ、ロケ谷地区、大地区の護岸改修や県道改修の計画はまだ聞いておりません。先ほども答弁しましたが、大地区においては河積断面を確保するため、堆積土砂除去工事が県事業で発注されており、約1万5,000立米の砂利搬出予定であります。

また、ロケ谷地区につきましては、以前、合併前ですけど、測量調査が実施され用地交渉へと進んでおりましたが、地権者との話がかたがた実施に至らなかった経緯もございました。

地元の要望がまとまりましたら、また再度県へ要望することも考えております。ご理解願います。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

ロケ谷地区については測量調査が実施された。そしてまた、その地権者との話が見つからない中で、実施に至らなかった経緯もあるということでございます。やはり、豪雨と3門と言いますと、1門が500トンです。1,500トンになりますわね。浸水する箇所について、早期の改修が必要であろうかと思えます。日置川はダム放流だけでなく、支流からの流入もあり、水位を上昇させることとなります。少しでも浸水被害の回数を軽減させる対策を、今後も県と連携を図り、取り組んでいただきたい。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

本年度の9月の補正予算で計上させていただいております富田川・日置川流域浸水被害対策調査委託料、これでロケ谷地区、大地区の浸水被害対策調査を実施し、そしてその結果をもって、県に現状把握と早期改修要望を行い、安心安全な地域づくり、まちづくりに努めてまいりたいと思っております。これから取り組む予定でございますので、ご理解ください。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

関連して、殿山ダム上流のダム湖に設置しているその網場について、お伺いをしたいと思います。議員さんの中で網場と言っても、ようわからんなという人もおろうかと思えますけれども、ダムの上のほうに端から端までの流木をとめるロープというのですか、ロープじゃないです。鉄のものになるんですかね、これ、鉄製になりますか。網場と言います。流木をとめるものです。これが1本か2本あるとお聞きしてございます。網場についてお聞きしたいと思えますので、網場の設置場所、どの辺にあるのかということをお伺いしたいなというふうに思えます。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

網場の設置場所につきましては、2カ所ございまして。1つは將軍川のほうと、もう1つは、前ノ川と日置川の合流するそのところに設置をしているということでお聞きしています。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

そしたら、2カ所あるということによろしいですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外（日置川事務所長）

2カ所設置しております。

○議長

15番 辻君（登壇）

○15番

現在の網場の設置状況は、航空写真の中で1本しか写ってなかったというのがありまして、私のお聞きしているところでは。つまり、2カ所のところに設置あるということでもありますけれども、その設置場所については1本1本ということでもあります。1本よりも2本、2本よりも3本ということ、1つでも多く流木をとめられればいいかなというふうに思っておりますので、そのあたりについて、複数ではどうかなという点がございまして、ひとつ、その辺についてはどうですか。

○議長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外（日置川事務所長）

網場にたまる流木やごみの量は、年間1,000立米ぐらいあるというふうに聞いております。ごみがたまる都度、除去しているということで。また、網場につきましても、定期点検を行っておるということで、そのような2重にしなくても、1重でも安全だというふうにはお聞きしております。

○議長

15番 辻君（登壇）

○15番

この網場の費用について、京都大学の先生ですか、一度聞いたことあるんです。そんなにかからないよということなんですけれども。この費用について、どのぐらいかかるものなんでしょうか。

○議長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外（日置川事務所長）

これにつきましては、詳しいことはちょっとわからないんですけれども、ざくっと試算をしたら、2カ所で数千万円ぐらいかかるんじゃないかなというふうに考えております。

○議長

15番 辻君（登壇）

○15番

どうですか、1本より2本という思いがあるんですけれども、その辺、いかがですか。

○議長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外（日置川事務所長）

設置者のほうの関西電力さんとしては、そういうことで、定期的に点検をやっており、今のところ1本ということやってきておるし、1重でも安全だというふうにお聞きしておりますが、2本にしてはという、そこら辺のところはちょっと聞いておりません。

○議長

15番 辻君（登壇）

○15 番

網場については、流木をとめるためのものでありますけれども、橋脚にひっかかったり、橋梁を破損させるだけではなく、はんらんの原因にもなろうかと思えます。1本より2本、2本より3本と複数の網場の設置を求めるものでございます、提言するものでございますので。また、漂着流木の随時早急な除去を求めるものでございます。よろしく願いしときます。

また、関連しまして、殿山ダムのお操作規定の水位について、お答えいただきたいと思えます。今のダム操作の規定によると、予備放流水最低水位は、エレベーションは112メートルとなっております。異常洪水が予測される場合に、県からの要請があると水位をエレベーションは109メートルまで下げると聞いております。この3メートル下げていただくことによって、これまで以上に効果はあると思うんですけれども、さらにこの水位を102メートルのオリフィスゲートまでの下まで下げることができないのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

議員、おっしゃられたように、今、ダム操作規定では予備放流水位の最低水位は112メートルとなっております。和歌山県と関西電力さんとの協定により、県から要請すると予備放流水位を109メートルまで下げることとなっております。さらに水位をオリフィスゲートの下の102メートルまで下げられないかと、こういうことの質問だというふうに思いますが、和歌山県の河川課に問い合わせたところ、事前に109メートルから102メートルまで水位を下げたとしても、流入量が洪水流量1,000トンですね、1,000立米、1,000トンに達したときには、ダム水位がまた109メートルまで上昇するというので、これ以上の治水効果は認められないということで、これまでも事前に水位低下、及び遅らせ操作等、操作規定を変更しているところなんですということで、ご理解をお願いしたいということです。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

102メートルまで下げても、治水効果は見込めないという答弁でございますね。事前に水位の低下及び遅らせる操作等々、操作規定を変更しているところであるということでご理解いただきたいということでございますけれども、今の規定より少しでも多く下げておいたほうがいいんじゃないかという提案でございます。そこら辺のところ、ご理解ください。よろしく願いしときます。

それでまた、潮どめ堰堤についてもお伺いをいたします。河床低下に伴って、安宅地区、塩野地区の農業用水ポンプに塩が混じり、稲作の栽培に問題があると聞いてございます。前回も、2年ほど前になるんですか、潮どめ堰堤の問題について、一般質問もさせていただきましたけれども、このまま河床低下が進むと、大古、田野井の農業用水ポンプにも塩が混じることになると思えます。これらの対策について、潮どめ堰堤を矢田地区、あるいは大古地

区の付近に設置してはいかがかなと考えておる次第でございます。当局のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

塩害対策に関するご質問ですが、現状は満潮時にはJR鉄橋下まで潮が遡上しており、日置川の潮の遡上は近年の海面上昇とあわせて、ことしのような川の濁水による、上流からの水路の減少など悪条件が重なったときに、潮を取水してしまうのではないかと考えております。

また、本年7月17日にも、大古、安宅、矢田、塩野、田野井の日置川下流域の5区長さんから、また塩害対策に関する潮どめ堰堤設置の要望等を町に提出され、県あて進達しております。その中で、県当局と協議を行い、対策工法としまして、潮どめ堰堤工ともなれば、莫大な予算が必要となり、また、いろいろと諸課題もございますので、ポンプ工法による取水も1つの選択肢として、該当する補助メニューを詮索しながら、取り組む方向でございます。

今後、計画を煮詰めていくにあたりまして、関係区や水利組合と協議を行い、県関係部局と連携を図りながら事業化に向け、取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

ことしの7月17日ですか、三共組合と、そしてまた、大古さん、田野井さんの地区の要望等々が上がっております。塩害対策です、これらの5地区の農家さんというのは、農業をされている方、何戸ほどございますでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

三共水利組合と大古水利組合、田野井水利組合、合わせまして農家戸数が135戸でございます。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

これらのところに塩害によって水が供給されない場合に、生活基盤というんですか、生活基盤が崩れると。そしてまた、収入源がなくなるというようなことも今後考えていかなければいけないと。そのときになって潮どめができていない、堰堤ができていない、そしてまた、ポンプ工法もできていないというようなことになると、この人たちの生活を守っていくのはだれなんだということになってくるかというふうに思ひます。家族を、この人たちの生活をきちっと守ってやろうと、そういう気構えを持っていただひて。

それと、潮どめ堰堤については、膨大な予算が必要であるということですからけれども、一体どれぐらいの費用が要るのかということについて、少しお伺ひをしておきたいと思ひます。

○議 長
番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

このデータにつきましては、平成5年に旧日置川町当時に、日置川町塩害対策調査業務というのを発注いたしまして、その中のその当時の試算でございますが、潮どめ堰堤概算事業費が約90億円と、こういう試算でございます。

○議 長
15番 辻君（登壇）

○15 番

安宅のほうから、そしたら、まず、前の対岸の大古の距離、もしするとしたら、この距離についてはどのぐらいですか。

○議 長
番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

この平成5年当時、調査したときの川幅で200メートルとなっております。

○議 長
15番 辻君（登壇）

○15 番

堰堤をした場合、90億近くかかると。それで、そのポンプ工法について、現在は今、安宅地区でも矢田地区のところですか、されてございますけれども、潮が増すにつれて、そこではだめだということになって上げていくと、田野井地区のほうにそのポンプの延長していかないかんというところで。田野井の橋のほうよりか、まだ上のほうに持っていかないかんのかな。その辺については、ポンプ工法にすると、予算ではどのぐらいになりますか。

○議 長
番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

ポンプ工法については、もうちょっと具体的に精査をしなければなりません、平成9年に、大古地区で揚水機移転に要した費用を参考にしますと、約2億円と。

○議 長
15番 辻君（登壇）

○15 番

ポンプ工法で約2億円近くかかるということでございますけれども、この費用等についての配分というのですか、事業化するに当たっては国県の補助と、そしてまた、町の持ち出し分と、そしてまた受益者の分ですね、それらについての試算というのはいかがでしょうか。できていますか。

○議 長
番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

それも今後、事業につきましては、県とも十分協議しながら、補助メニューを詮索しなければなりません、補助メニューによっては国県の補助がいただける事業もございます。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

受益者負担については、どんなものですか。2億円の場合だと。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

受益者負担のいろいろ軽減とかご要望もいただいておりますが、前回、20年に議員さん
もご質問されたと思いますが、当時の所長も事業費が出て、計画策定してから具体的に協議
させていただきたいと、そういうふうに答弁されていると思います。よろしくお願ひします。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

今のところは何対何というのはわからないということによろしいですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

現時点では、有力できる補助メニューとして、国のほうは55%。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

町と受益者負担についてはいかがですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

町と受益者について、今の国庫補助金の補助残が該当するわけですがけれども、先ほど申し
たみたいに、受益者はそしたら負担はどうするかといったら、今後、協議していかなければ
ならないと考えております。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

最後に、県とそしてまた関係区と、並びに三共水利組合との連携をしっかりと図っていた
だいて、今後の計画等、しっかりと立てていただきたいというふうに思っております。

それと最後に、この殿山ダムの水利権については、町長、また、副町長、そしてまた、各
課の関係課長に再度勉強していただきたいのは、水利権とは何かと、しっかりと認識をして
いただきたいと。そしてまた、殿山ダムに関するこれまでの経過、そしてまた、いろんなこ
れまでの歴史。災害に遭った、そしてまた裁判もあった。いろんな問題をしっかりとこれま
での経緯を町長並びに副町長、そしてまた、各課の関係課長、しっかりと研修をしていただ
きたい。

日置川のことでありますけれども、これまでも日置川事務所長、大変でご苦労さんでござ

いますけれども、今までずっと1人で答弁されてこられたと思うんですけれども、皆さんで共有していただく。しっかりと研修していただいて、日置も白浜もないです。これ、白浜の町ということで、全員で取り組んでいただきたい。そういうふうに思います。日置川事務所1人しか対応できないということのないように、お粗末なことのないように、だれもが対応できるように取り組んでいただきたいというふうに思っています。

殿山ダムについては終わりたいと思います。

○議 長

それでは、殿山ダムについての質問は終わりました。

続いて、町営住宅についての質問を許可いたします。

15番 辻君（登壇）

○15 番

町営住宅の空き家対策についてということで、2点目、上げています。

町営住宅の空き家対策について、3月議会でこちらのほうも一般質問をさせていただきました。日置川地域での空き家状況として、16戸が空き家で、そのうち9戸が前入居者退去から1年以上、空き家となっているとの答弁をいただいたわけでございます。そこで、安宅地区での元改良住宅の空き家は何戸ございますでしょうか。よろしく願いいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

安宅改良住宅におけます空き家状況は、平成25年9月1日現在であります。6戸でございます。そのうち5戸については前入居者退去から1年以上、空き家となっております。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

その5戸については修理されていないということによろしいのでしょうか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

そのとおりでございます。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

6戸が空き家であるということであるので、募集はかけているのかどうかについて、お伺いいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

募集に関しましては、安宅団地の老朽化に伴いまして、修繕費用が高額であることから、同地区にある安宅第一団地も常時複数戸の空き家があります。平成24年5月に募集したのを最後に、安宅団地の募集は行っておりません。なお、平成24年5月までの過去5年間に

おける安宅団地の募集倍率は、0.09倍であり、平成23年度から直近2年間は7回の募集を行いました、応募者はゼロでございました。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

改良住宅でありますけれども、改修費用に多額の費用がかかるということでございます。安宅団地のほうは募集をかけてもなかなか人が入らないけれども、改良住宅のほうになると、なぜか、私自身も2件ほど地域の方々から、よそからも声をかけられて、「あそこへ入りたいんやけれども、何とかならんかい」というような声を聞いたんですけれども、一応、町のほうには言いましたけれども、お金がかかってなかなか直せませんと、10万、20万なら何とかなるんでしょうけれども、100万以上超えてくると、なかなか修理ができないというような現状だと思います。お金がございませんということで、いつも断られていますけれども。地元としては、早く改修を実施していただいて、入居の募集をしてほしいとの意見も聞くわけでございます。

平成25年4月から日置川地域に限り、在住在勤要件が撤廃された中で、白浜町外からの入居も可能となってございます。日置川地域の町営住宅入居促進、また、定住促進につながると考えてございます。そのことから住宅の改修は、早急に実施しなければならないというふうに思っておりますので、町の考えをお聞きしたいと思っております。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

安宅団地に限らず、昭和30年代から50年代にかけて建設された町営住宅につきましては、老朽化対策が緊急の課題となっております。このため、平成25年度において、町営住宅長寿命化計画を策定し、全町営住宅を対象に、その状況に応じて計画的な修繕や建てかえ、また、用途廃止に取り組みたいと考えております。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

長寿命化計画ということを策定するというところでございました。改修に向け取り組んでいるということですが、現在のその進捗はいかがですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

現在、長寿命化計画策定委託業務を発注しておりまして、今年度中に計画が策定される予定であります。今年度と言いましたら、3月でございます。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

長寿命化計画の策定委託業務、既に発注済みということでございますけれども、その計画を踏まえて住宅改修にどう取り組んでいくのでしょうか。町の考えをお聞きいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

長寿命化計画は国土交通省の公営住宅長寿命化計画策定指針に沿って、住宅の経過年数、需要の状況等により、維持管理、建てかえ、用途廃止が決定されていきます。また、維持管理方針の町営住宅については年次修繕計画を策定し、その計画に沿って修繕を行う場合、国庫補助対象となるものもあるため、補助金を活用しつつ住宅改修に取り組んでいきたいと考えております。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

年次計画を立てて取り組みたいということでございます。先ほども申し上げたとおり入居促進と定住促進については、早く住宅改修を行って入居募集をかけて、空き家対策に取り組んでいただきたい。これは提案でございます。改修費用に多額な金額がかかることはわかってございます。そこで毎年1軒ずつ、1戸ずつでも改修工事を実施していく考えはないのかどうか、その辺についてお伺いをいたします。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

老朽化による改修費用の増大は全住戸的な問題であります。現時点で良好な管理を行っている町営住宅につきましても、維持コスト削減の観点から計画的な修繕を行う必要があると考えております。これらを含め、総合的な住宅行政の観点から、適正な町営住宅の維持管理、また改修の検討の中で、今後、検討していきたいと考えております。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

せんだって、町のほうにも連絡があったかなと思うんですけども、改良住宅のほうで何年もほうっていますと、草がぼうぼうになって草刈りをしてもらった経緯があるかと思えます。50センチ、1メートルと、どんどん長くなって、見ても耐えられないぐらいの状況でございます。それで、日置川のほうで刈っていただいたかなというふうには思いますが、なるべく改良のほう、住宅のほう、年次計画を立ててお願いしたいなというふうに思えます。

続いて、町営住宅の家賃について、お伺いをしたいなというふうに思っております。高齢者の低所得者の家賃をもう少し下げただけでないかなという提案でございます。そのことについてお伺いをしたいと思います。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

町営住宅の家賃は、公営住宅法によりその算定方法が定められております。算定方法以外の家賃を定めることは非常に難しいと考えます。しかし、高齢者を問わず、入居者世帯の収

入が生活保護法における最低生活費を下回るような場合につきましては、白浜町営住宅の家賃、敷金及びその他の金銭の減免及び徴収猶予に関する要綱によりまして、一部家賃の減額が受けられる場合もございます。今後も公営住宅法の算定基準に従い、家賃設置を実施しなければなりませんので、ご理解よろしくお願いいたします。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

家賃を下げてくれというのは、なかなか難しい話でございます。住民の意見として、住宅の家賃をもっと下げてほしいなという声があるんです、実際に。住宅法によって家賃の算出基準によって決定されている中で、家賃を下げるのは非常に難しいというところは、私自身も承知してございます。こういった意見も住民の中に、住民の声があるんだということをご理解いただきたいなというふうに思っております。それらについて、最後に町長の答弁ございましたら。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

町営住宅は、低所得者を含む住宅困窮者に対する住宅であります。当然のことながら、全国的な所得水準をもとに入居できる所得を制限し、民間の賃貸住宅と比較して安価な家賃を法律にて定めているものであります。その中でも特に、生活に困窮されている方々には、家賃の減免制度にて更なる家賃の減免措置を実施させていただいておりますので、今後ともそういった方々のためにも、やはり町としては、ここに対しての一定の配慮をしていくべきだというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議 長

15番 辻君（登壇）

○15 番

生活困窮者については、家賃の減免制度に更なる家賃の減免措置を実施させていただいているということでございます。結構です。この問題については終わりたいと思います。

○議 長

それでは、町営住宅についての質問は終わりました。

次に、安全対策についての質問を許可いたします。

15番 辻君（登壇）

○15 番

安全対策についてということでありまして。前回は質問させていただきました。日置から田野井間の道路灯について、お伺いをしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

この質問については、3月議会で質問した後の進捗状況について、お伺いをいたします。県道日置川大塔線、JR日置駅から田野井区間は道路灯のない箇所が非常に暗く、電車通学の高校生が帰宅する中、見通しが悪く暗いため大変危険であると。早急な道路灯設置をお願いしたいところでございます。その後も県と協議をしていただいたということでありまして、その進捗状況をお聞かせいただきたいなと思っております。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番外(町長)

辻議員から3月定例議会におきましても一般質問で、JRの日置駅から田野井間の県道日置川大塔線での道路灯のない区間について、大変危険であり早急な道路灯設置が必要であるというふうなご意見をいただきまして、その意見を踏まえまして、西牟婁振興局に5月に要望書を提出し、そしてまた、7月に現地立ち会いを行っております。その中で、危険度につきましても西牟婁振興局に確認をしていただきました。その後、実施に向けて取り組むとの方針をいただきましたので、現在確認をしておりますけれども、現在は工事発注も終わり、10月の中旬、中ごろには工事が完成する予定というふうにお聞きしておりますので、どうぞご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長

15番 辻君(登壇)

○15番

定例会の前に、私も駅から田野井間、歩かせていただきました。大変危険な箇所でございます。今回、10月ごろには、先ほど言われてございました設置完了予定ということでございますので、早急な対応をしていただきましたこと、ありがとうございます。県も現場を確認し、大変危険であるとの判断のもと、設置していただけたということでございまして、県にもお礼を申し上げたいなというふうに思っております。

この県道日置川大塔線の利用者、通学生にとって、安全対策が図られるものと思っております。その道路灯の設置についてカーブのところのあたり、1基これから設置できるのか、2基できるのか、その辺のところはいかがですか。

○議長

番外 建設課長 笠中君

○番外(建設課長)

まず1基を増設いたします。また、前後の電球も暗くなっておりますので、電球の交換も含め改修していただけたこととあります。これから冬場を迎え、暗くなる時間も早くなりますので、高校生通学や一般の方々の道路利用に対し、少しでも安全対策につながるものと考えております。

○議長

15番 辻君(登壇)

○15番

本当に交通事故が白浜町でもふえてきてございます。高速道路の工事もたくさん発注されて、ダンプ等々の通行台数も今まで経験したことのないほどに通行量がございます。この場所は高速道路工事車両、河床整備の砂利運搬車両等々の増加が考えられてございます。今後も現地道路等設置状況を見ながら、よりよい安全対策が行われるよう、取り組んでいただきたいと要望いたしまして、一般質問のほう、終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長

以上をもって、辻君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 13 時 58 分 再開 14 時 05 分)

○議 長

再開いたします。

3 番 丸本君の一般質問を許可いたします。丸本君の質問は一問一答形式です。
まず、殿山ダムについての質問を許可いたします。

3 番 丸本君 (登壇)

○3 番

3 番 丸本安高でございます。

今議会は、殿山ダムと塩害対策について通告をしております。今、辻議員も塩害対策、そして殿山ダムについて質問しました。質問が重複することもあると思いますが、よろしくお願ひいたします。

それでは、殿山ダムについて伺います。

殿山ダムの水利権の期限は、平成26年7月31日と議会で答弁されております。期限が迫る中で、私は一昨年の6月議会から今議会を含めて、ダムについて8回目の質問になります。なぜダムについて繰り返し質問をするのか、その大きな理由として、このような更新の機会にしか県や関西電力は、住民の意見や要望について聞く耳を持たないと思ったからであります。

前回の水利権更新時には、住民の知らない間に更新をされたと聞いたことがございます。日置川区長会においては、ことしに入り3回、日置川流域で大学教授を講師に迎え、殿山ダム、今後のあり方についての講演会を開いております。期限が迫る中、更新に向けて庁内に殿山ダムの水利権更新検討委員会を立ち上げると議会で答弁をされておりますが、委員会をいつ立ち上げるのか。そして、委員の構成についてはどう考えているのか、具体的に説明を求めたいと思います。

これ、辻議員に、同じ質問してございましたけど、重複すると思っておりますけど、よろしくお願ひします。

○議 長

番外 町長 井潤君 (登壇)

○番外 (町 長)

ただいま、丸本議員からまず、殿山ダムの水利権の期限が迫っている中で、庁内検討委員会の立ち上げについてのご質問をいただきました。先ほども辻議員からの質問にもお答えいたしましたとおり、検討委員会のメンバーは既に決定をいたしております。検討委員会のメンバー構成は、日置川地域の出身者を中心にしておりますが、内容的には先ほど申し上げたとおり、会計管理者、総務課長、建設課長、富田事務所長、そして、地籍調査課長、教育次長、日置川事務所長、事務局が日置川事務所の2名となっております。

以上で、この検討委員会のメンバーについての回答はさせていただきます。今後、やはり水利権更新に向けて、平成26年の7月ということでございますので、先ほども申し上げましたように、これからさまざまな形で地域の皆様のご理解とご協力を得るよう、今後も県、関西電力とも協議を進めてまいりの中で、地区懇談会等も開きたいと考えてございます。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外（日置川事務所長）

前回の更新時には、住民の知らない間に更新をされたとのご質問もあったんですけども、この当時におきましても、当時の町長が対策協議会の会長として、更新に向けた取り組みを行っており、各種団体からの要望等も受けて協議をし、意見具申をしております。

○議長

3番 丸本君（登壇）

○3番

私は、町民から聞いた話を言うとするんですよ。各種団体と今、お答えになられましたけれども、町民のすべてが各種団体に入っておるのか、ちょっと疑問なんですけれども。私は、この7回の質問の間で、いわゆる地区懇を開けと言ったのは、そこにあるんですよ。各種団体入るって、町民全員が皆入るとるんですかと言われたら、お答えできんでしょう。入ってないでしょう、皆さん。それで、そういう意味において、入ってない人からそういう話をお聞きしたんですよ。そういうことでご理解をお願いいたします。

次、行きます。昭和32年、殿山ダムが竣工し、その翌年の昭和33年8月25日、台風17号が来襲、ゲート6門を開放しダム下流に壊滅的な被害が発生しました。建設着工時にダム建設所長であった丸山次郎氏は、「6門のゲートをつくるが、4門以上あけることは全くない」と住民に説明したことにつきましては、昭和33年12月9日に開かれた県議会の第3回殿山ダム災害対策特別委員会の場でお認めになっております。このことから6門のゲートすべてあけたら、下流は大洪水になり大きな災害になることは、関西電力は想定予測をしていたことと思います。

しかし、不思議なことに、県は6門の開放を関西電力に認められております。昨年の12月議会で、私は、関西電力が6門開放すれば大洪水になると想定している中で、なぜ県が許可を出したのか。許可するに当たり、水位等の調査をし検討をして許可を出したのかを質問をしております。12月議会の会議録では、「県のほうに問い合わせをしているが、まだちょっと回答をいただいております」との記述が会議録にございます。質問から9カ月がたちました。県からの回答は聞いておられますか。

○議長

番外 日置川事務所長 前田君

○番外（日置川事務所長）

県からは、事実関係を含め現在まだ調査中との返答をいただいております。

○議長

3番 丸本君（登壇）

○3番

大変これはちょっと時間がかかり過ぎるように思うんですけども。昨年の12月から県に何回回答について催促したのか。そして、日置川所長にことしに入り、私は2、3回、県からの回答についての問い合わせをしておりますが、経過についてこの9カ月間、何回程度、これ、県へ回答をくれと、この調査をして水位の調査とかをして、そして6門の許可を出してあるのかと。これについての県からの回答、9カ月もたってもまだ調査中やということで、県から調査中という回答、来てある。しかし、去年の12月からこの9月までの間にですよ、町は県へ何回催促したのかと。この点についてどうですか。いつになったら回答いただける

んですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

県庁河川課のほうへ電話での問い合わせは2回ということで、それからまた、平成25年ことしの8月7日には、ことしの、私が議員からちょっと聞き誤ったか、ことしの12月ごろまた一般質問されるということの中で、12月までには回答いただけるようにということで、直接会ったときに伝えました。

そしてまた、ことし今月9日にも県庁のほうから来庁されて再度、催促したものです。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

この9月6日に河川課の職員、2名来られておりますが、私もちょっと出会いましたけれども。9月9日だったか。そのときに、回答できない、これだけ9カ月もたって回答できないって。何かを調査するのではなしに、調査をして6門許可を出したのかという件について、なぜ調査中やて、延びてあるのかということについて、向こう、何か説明ございましたか。また、聞かれましたか、所長は。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

何回も議員から催促いただいた中で、そこら辺のところが一番、前に一般質問された、昨年ですか、これからも9カ月も経過しているという中では、やっぱりでも、この質問に対する調査というのは、かなり難しいということの中で、時間がかかっているというふうに思います。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

このダム6門の開放に伴う水位変動のこの調査を、県はしてないんです。このように私は思いますわ。これ、調査するのに何も時間、これ9カ月も1年もかかるような問題ではないんですもん。県と関西電力の中身について、私はなれ合いがあったのじゃないかと。6門切ったら大被害になるから切らん、4門以上切らんと言うといて、これ、許可出してある。この中で県が9カ月、あと3カ月待ってくれ、1年待ってくれということ、私の質問から。

そういう中でおいて、所長、しつこいかもわかりませんが、県がなぜ許可を出してあるのか。調査して許可出したとかいうの違うんですよ。なぜ許可出したんかということ。この辺、どう言うてますか。この点について、9月9日か、ちょっと聞いておいてくれんかと。県の職員が来庁されるから聞いといてくれませんかということ、私、所長に電話です、来られとる前に電話入れたと思いますけれども。どう言うてましたか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

これについてもやっぱり、事実関係をきちんと確認しないと回答はできないということの中で、今現在、調査しているということでご了解願いたいということです。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、なぜ許可出したか。これも事実関係を調査中ということですね。

ことしの夏は、この紀南地方は台風や豪雨もなく、猛暑が続き水不足でありました。日本列島のあちこちで豪雨による被害が起こっております。このような異常気象とも言える状況の中で、もし6門を開き被害があった場合、町はどうするのでしょうか。関西電力が認める6門を放流で大洪水になるというのであれば、それへの対応も次回の更新に話し合う必要があると思いますが。この点について、町長、どうでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員ご指摘のとおり、ことしは異常気象等によりまして、全国各地でこれまでにない大雨による被害もある地域もございました。当地域におきましては、幸いなことに被害が少なかったということで、非常に幸いにも思っておりますけれども、大雨による被害が少なかったものの、逆に渇水あるいは水不足によりまして、農作物等への被害が出ております。日置川の水位も低下して、カヌー等の実施ができなかったということも聞いております。

こうした異常気象が年々増加傾向にあるのは事実でありまして、今後、こういった増水、あるいは渇水の対策というのにも必要になってくるのではないかと考えております。自然を相手にしておりますので、なかなか人工的に何かをつくるというのは難しいかと思っておりますけれども、今後、特に、殿山ダムに関しましては、関西電力が管理をしておるダムでございます。利水専用のダムということで、治水機能は有しておりません。しかしながら、今後、大雨等によりまして、6門を放流するような洪水となった場合の対策につきましては、水利権更新時までには町としての考え方、地元と意見調整をしながらまとめ上げていく必要があります。今後、検討委員会の調査研究のため、県当局並びに関西電力に対しまして、協力要請をしてまいりたいと考えてございます。

やはり、洪水が予想されるときは、県がまず、関西電力さんに対して要請をして、治水効果が最もある水位のことにつきまして、今後、話をしていただけていただけのものではないかというふうに考えてございます。こういった県の指針・運用が図られることによって、殿山ダムの安全安心が図られるのではないかというふうに考えてございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

わかりました。ひとつよろしくお願いいたします。

水利権更新に当たって、地区懇談会を開くと議会で何回か答弁されております。議会で答弁されてきた地区懇談会の場で、住民の意見、要望、考えを聞くことになると思っておりますけれども、日置川の河川管理者はあくまで県であり、更新の可否を決するのは和歌山県知事であると思っております。水利権更新について協議会で反対の意見が多く、更新反対の意見を地元が表

明し県に意見具申した場合、県は地元の意見を無視してこの更新というのはできるのか。地元、町も含めてですよ。この町当局も含めて、その流域の住民が懇談会を開いた結果、反対の意見が多かったと。そして、県に意見具申した場合にですよ、その地元の意見、町の意見とか、そういうのを無視して県は、県知事は、関西電力との間で、水利権の更新はできるのかと、これをお聞きしとるわけですけども、ご答弁お願いします。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

今回の水利権の更新は、期間の更新ということで、県から市町村への意見聴取は利水の観点から、地域開発計画、その他地方公共団体の施設と密接な関連を有するものを県から聞いてくるということで、もし、そういったことで地元が反対ということになりますと、それは県との間で意見具申という中では、反対と、そこら辺のところ県と地元、白浜町との間で何回か交渉という形になろうかと思うんですけども、ダムそのものの運営は、ずっとそのまま運営されていくというふうに思います。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

簡単に言うたら、水利権更新について、この地元が、町が反対しても県は許可が出せるという、こういう認識、理解でよろしいのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

出すまでの間には、最終の判断をするまでには、いろいろ、地元、町と県との間で協議を進めていくというふうに思います。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

今の答弁を聞いてとっても、協議を進めていくということに、ちょっと質問と食い違っているように思うんですけど。協議を進めていくのは進めるで結構なんですよ。それはそういう手順で私、よろしいと思うんですけども、地元がですよ、反対意見が多ければ、そのような地元としての意見を、県へやっぱり意見具申していかなあかんと思うんですけども。その中において、その地元の意見を無視して、県は関西電力と更新をできるんかと、このように聞いているわけです。協議を進めていく、これは進めていかなあかん。それで、地元の意見というのはどうなるんですかと、河川法の中にですよ、どううたわれているんですかと、言うたら。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

この件については、少し調査させてください。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

調査、はい。

いや、これ、通告事項ですとと同じ似たような質問、出してあるんですけども、原稿で。水利権更新については地元の同意は必要事項ではないのかと、こう質問してあるんですが、これもそしたら、調査中ということですね。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

水利権更新につきましては、河川法第36条第2項において、関係市町村の意見を聞かなければならないというふうになっております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

聞かなければならない。

そしたら、先ほどの協議を進めていくというのは、水利権更新に地元が反対しても、県が許可が出せるという、こういう理解でよろしいのかと、この部分については、協議進めていくという答弁があったんですけども、地元の同意は必要事項ではないのかと、これ、河川法上は聞かなければならないと、今の答弁されたように思うんですけども。これ、物すごく食い違ってあると思うんですけども。

○議 長

休憩いたします。

（休憩 14時 29分 再開 14時 31分）

○議 長

再開いたします。

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

水利権更新については、関係市町村長の意見を聞かなければならないというふうになっておりまして、先ほど、地元が反対意見を出した場合、県のほうは一方的に更新できるのかというところなんですけれども、最終の判断は県であるというふうに思いますが、そこら辺の中で、反対という中、県は一方的にというふうなことにもならないためにも、しばらく県との協議をして、お互いに円満と言うていいのか、調整して、最終、県が判断するということになると思います。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

要するに、地元の市町村の意見を聞かなければならないということでありまして、そういうことであるけれども、最終的な判断は知事にあると。それで、地元としては、これ、賛成や反対や、またこういう更新に伴って、堤防直してくれや、砂利とってくれや、道路のかさ上げしてくれて、そういう、交換と言ったらおかしいけど、交換条件は言えるけれども、最

最終判断は幾ら地元の意見を聞くと言うても、最終的な判断は県知事やと。別に地元の同意がなくても、更新は知事は出せると、こういう理解でよろしいんか。

地元が反対しても、最終的な知事の判断によって更新はできるとかせんとか、最終的な判断は知事が持つてあるということやね、河川法上。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

最終判断は知事ということです。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

それは河川法上、ちゃんとうたわれてあるということか。わからんのやったらよろしい。

次、行きます。30年前の前の更新のときには、協議会を立ち上げたと思いますけれども、この会長には当時の日置川町長がついていると思いますけれども、会のメンバーには漁業組合等の団体が入っていると思いますが、漁業組合の水利権更新の同意がない場合、この更新についてというのは、更新は可能なんですか。同意がなかった場合、水利組合やら何やら、水利組合も含めてそうやけれども、漁業組合とか水利組合の、あるいは木協さんの、これらの同意がない場合。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

期間更新時において、漁業組合の関係河川使用者からの同意は必要とは聞いておりません。必要ないということ。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

必要ないね。

報道によりますと、殿山ダムを治水転用することで、県と関西電力が合意したとのことだが、豪雨が予想されるときには、県の要請に従い発電用の水も事前に放流する点で、両者が同意していることと思います。一昨年の台風12号で紀伊半島南部に大災害が発生し、殿山ダムの上流部の熊野では山腹が大崩壊をし、大きな被害が発生しました。12号台風により、一気にダムの堆砂が進んだことと思います。

堆砂が進むことはダムの貯水量を少なくし、洪水調整能力を低下させる重大な問題だと思えます。ダムの堆砂について、関西電力は定期的に撤去をしているのか。古座川の七川ダムでは毎年撤去をしていると思いますが、更新時に要望をしていくべきではないのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

殿山ダムにつきましては、平成24年6月から異常洪水等緊急時に、県の要請に基づき関西電力が可能な範囲で治水協力をするという事になっております。ご質問の殿山ダムの堆

砂の状態でございますが、計画貯水量の19.8%、約500万立米、これ、平成23年現在の堆砂量となっております。現在のところは、撤去はしておらないということでございます。堆砂の撤去については、今後更新時にそういうことも考えていきたいと。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

考えていきたい。

ダムの竣工から60年近くの時間が経過しましたが、ダム湖への土砂の堆積量が今、18.9パーセントであるとの答弁いただきましたけれども、堆積土砂のこの数値ですよ、18.9と言ったんですか、今。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

19.8。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

19.8ということですが、どこの機関が計算をしたのか。この数字、19%という数字は、どこの機関が計算をしてはじき出した数字なんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

これは関西電力さんのほうの資料です。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

これはしつこいようですが、これはいつの数値なんですか。それで、32年に完成、竣工したと思うんですけども。この32年がゼロとしたら、今、19%。容積量が19%減つるといふ、こういう認識でよろしいですか。ダム完成後58年、9年たっておると思うんですけども、60年近くたっておると思うんですけども、この間にこれだけの19.8の容量が減ったと、こういう理解でよろしいんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

はい、そういうことです。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

殿山ダムは今後、数十年、数百年で堆砂によりダムが満杯になり機能なくなると、この前の殿山ダム今後のあり方についてという講演の中で、京都大学の先生からいただいた資料

の中に、今後、数十年、あるいは数百年の間にダムが土砂で満杯になり、埋まってしまって機能不全に陥ると。こういう話があったんですけども。いずれですよ、これは満杯になるんや。ダムが土砂で。それで、そのときにですよ、そうなった場合に発電用のダムとして果たして機能するのか、機能しないのか、私はちょっとわからんのですけれども。そのまま放置しておくんですか。あるいは、そのダムの撤去をするのか、土砂の撤去、ダムの撤去をするのか、堰堤の撤去をするのか。そういうのは、ダム管理者の関西電力と、あるいは許可を出している県、あるいは白浜町の間でどのような契約、約束、あるいは協定書の中でどのようにうたわれておるのか。これ、ちょっと今の質問、通告に出してないんですけども、原稿に出してないんですけども、どのような契約があるのか、その辺、どうなんですか。わかりますか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

これにつきましては、関西電力さんと県との許可の範囲でありまして、こちらからちょっとお答えは難しい、できないです。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、ダムが機能不全に、埋まってしまったときですよ。その後については町は何も、今のところは知らない、ということですね。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

電力会社さんとしては、それは機能停止になるような状態にはさせないというふうに思います。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、長年の堆砂によってですよ、佐久間ダムというのが埋まったと。こういうお話も講演会のときに伺ったんですけど、ああいう事態にはならないということなんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

今の段階で、私の想像の範囲でちょっと物を言えませんので。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

わかりました。

次に行きます。2011年の朝日新聞5月19日付に、和歌山版に、東日本大震災を受けて地震対策の総点検をしている和歌山県は、5月18日、ダム被災に、下流の住民を避難さ

せるケースも検討対象になることを明らかにしたと報道がございます。和歌山市で開かれた県内市町村長との意見交換会で、仁坂吉伸知事は、ダムについても想定外のシミュレーションをしていく必要があると述べ、県とダム被災時の避難計画などを策定する必要性を認めております。

そこで質問になりますが、ダム決壊についてのシミュレーションはできていると思いますが、それを資料としてもらえるのでしょうか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

資料につきましては、資料はありませんということで、県に確認したところ、専門家等の意見を踏まえ、現時点ではダムについては大丈夫との認識ですという回答をいただきました。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

わかりました。

次行きます。東海・東南海・南海地震の発生が心配される中で、知事がダムについても想定外のシミュレーションをしておく必要があると言っておる中、ダム決壊に対する対策が必要であると思えますけれども、これについても、そしたら同じ答弁やな。

県知事が県内町村会です、県内市町村長との意見交換会でこういうふうに述べられているの、これ、個人的に勝手に言うたことという理解でよろしいんやろうか。

○議 長

町が答えられる範囲で質問願いたいと思います。

3番 丸本君（登壇）

○3 番

県内市町村長との意見交換会で、町長も行かれたと思うんですけれども。それで、県知事がこういうことを勝手に。県の意見は、決壊の心配はないと答弁されたというておりますけれども、知事はダムについても想定外のシミュレーションをしていく必要があると、こういう新聞報道ですよ。県内市町村長との意見交換会で、町長も行かれたんですか。5月18日に行かれたんですかと聞いている。19日の新聞報道にはこう出ている。2011年、震災あった年。行ってないの。

そしたら、次、行きます。南海地震等によるダム決壊について、県や関西電力はどのような見解を出しておるのか。今、崩れませんと言うたな。決壊のシミュレーションの提出を引き続き求めていくべきではないのかなと思いますけれども。地元との協議が来年の7月末までまとまらなかった場合、1年間の期限を設けて暫定的な更新というのは、これ、できるんか。協議が長引いた場合、来年の7月末までにまとまらなかった場合、これは暫定的に水利権更新をして、それで期限というのを引き延ばすこと、できるのかという。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

暫定更新というのはないというふうに聞いています。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

もう一度説明してください。ちょっと聞き取れなかった。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

暫定更新というのはないというふうに思います。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、暫定更新ない。暫定更新がないということは、前回、昭和59年の更新のときは7月過ぎてから更新したんじゃないんですか、そうでしょう、暫定更新あるんじゃないんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

暫定というのは、暫定更新という言い方はないというか、更新に意見具申の提出がおくれたとか、そういうことの中で、前回は7月31日が9月の、約2カ月ぐらいおくれて提出しているという経過がございます。ですから、おくれたから、そこで、7月31日で暫定という、その時点で暫定契約という形ではなかったと思います。ですから、出てから何か、そこら辺の言い回しは、暫定というふうな、許可というのか。

○議 長

明確な答弁をお願いします。

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

それについても再度、確認させてください。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

ダム決壊について、県からは決壊しないという答弁ありましたけれども、関西電力からも以前の議会です、決壊はしないという答弁をいただいたように思うんですけども。

確認しときたいんですけども、関西電力からも決壊しないという回答が来とるんですかということと、それで、今、質問した中に、決壊のシミュレーションを県や関電に引き続き求めていくべきではないんですかという、この部分についての答弁いただいてないんですけど。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

前回にも、昨年ですか、ご質問にも、ダム決壊というご質問があったかというふうに思い

ます。その際にも、今、国の安全基準をクリアしているというふうにお答えしておったと思うのですけれども。そういうことで、関西電力さんとしては、現時点での国の安全基準を満たしているということで、ご了解いただきたいということでお答えさせていただいております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

いや、求めていくべきではないのですかと。ご了解いただいております。どこがご了解いただいたんですか。

○議 長

番外 日置川事務所長 前田君

○番 外（日置川事務所長）

和歌山県さんにおいても、関電さんにおいても、ダムの決壊はしないという回答でありますし、今、こちらから決壊についてのシミュレーションという、それ自体が求められないというのか。

先ほども資料が県のほうにはないということでもありますし、シミュレーションをしていない限り、それは提出を求められないということでご理解ください。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

いや、シミュレーションをしてくださいという、決壊しないじゃなしに。決壊しないやったら、決壊しないという、そういう覚書でも何でもつくつとかなですよ、口で言うやつは、これ、あかんねな。県も関電も決壊せんと言うのやったら、そういう覚書でも町と交わしとくべきや、これ。そのように思いますよ。

日置川区長会が京都大学の先生に来ていただいて、講演していただいたときにも、ダムの決壊について、住民の1人からですよ、玉伝の方から水位はどこまで来るんだと。高さはどんなもんなど。そういうやっぱり心配の声もありましたし、私自身も数名の方からそういう心配の声を聞いとるんですよ。いわゆる向こうが、関西電力が幾ら言うても、やっぱり想定外というようなこともあるんですから。こういうことも実際、東北のほうで一昨年起こったでしょう。想定外の津波、地震が起こってあるんですから、これ、求めるのがこっちから求めるのやから、向こうがシミュレーションしてないって、シミュレーションをつくつたらいい、こんなの。想定外のことは何ぼでも起こっている。殿山ダムが、建設所長が4門以上切ったら大水害になるから切らんと行って、それで想定外のことが起こって、6門を3回切つたんですよ。4門以上、5門も6回ほどか。5回か6回切つてとる。想定外のことが起こるとるんじゃないですか、これ、みんな。シミュレーションを求めていったらいい。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

議員からは、この殿山ダムについてのご質問を何回もいただいております中で、私も昨年24年の12月でしたか、田辺市で開催されました関西電力さんとの説明会、協議会に出席をし

まして、その中で、日置川地域の皆様方にも、地元の説明会、例えば、大古であったり塩野であったりということで開催したときの書類と申しますか、その資料をいただいております。

その中で、地震でダムが決壊した場合はどうなるのかということとか、想定しているのかというふうな質問内容につきまして、関西電力さんとしましては壊れるということは想定しておりませんがということで、いろいろなこれから、今後、説明会においてもシミュレーションをして、結果は例えばオーケーであるということの判断を、皆様方に説明をしていきたいというふうな関電さんの意向も聞いております。

また、同時にやはり、先ほどの堆積土砂のご質問もございました。やはり、先ほど答弁しましたように、ここのダムは2,500万立米の貯水量があります。その中で、今、約2割、20%ということは500万立米が堆積しているということになるわけですが、そういった事実はやはり事実として受けとめるとして、今後、関西電力さん、あるいは県とも協議しながら、この土砂をどういうふうな時期に、どういうタイミングでとっていただけるのか。あるいは、このままで行けるのかとか、そういったこともいろいろと今後、シミュレーションしながらやっていかないといけないというふうに思っております。

まだまだ我々の理解の中に、わかり得ない部分もございまして、さまざまな疑問点が地元から起こっているのは当然だと思います。今後の協議の中で、あるいは地元協議会の中で、地元懇談会の中で、関西電力さんにももちろん、いろんなシミュレーションをしていただいた中で、ビデオをつくっていただくとか、あるいはわかりやすい説明会の資料をいただくとかいうことで、ぜひともそういう協議の場を設けていきたいと、町としてもその働きかけをしていきたいというふうに考えてございまして、それについてはご理解いただきたいと思っております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

水利権更新については、30年に1回で、これからは期限が20年になるということは、聞いておりますけれども、これ、1回、このチャンス、機会逃したら、私らの町民の、流域住民の声というのが、関西電力も県も聞く耳持たん。このことについては、区長会さんが呼んでいただいた講師の方が、今が機会やと。みんなの声を聞いてもらえる機会やということで、これは私もそのとおりやと思っております。

それで、町としても、地元の意見を十分反映させていただいて、県のほうへ届けていっていただきたいと思っております。ダムについてはこれで終わります。

○議 長

それでは、殿山ダムについての質問は終わりました。

続いて、塩害対策についての質問を許可いたします。

3番 丸本君（登壇）

○3 番

塩害対策について伺います。この問題については、平成20年9月11日に、当時の町長、立谷誠一氏に対し、塩害対策についてとして安宅区長と三共水利組合が要望書を提出しております。この要望事項の資料として、三共水利組合受益位置図、2つ目に満潮・干潮時の現状写真、被害状況写真。そして4つ目に塩分濃度調査票（水利組合調査）、以上の4点が提出

されたと思います。

このことについて、平成23年12月議会でも議会の質問に当局は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用して事業化を考えており、県の担当局と具体的な協議に入りたいとの答弁をされております。そこで質問でございますが、県の担当局との協議経過を明らかにしていただきたいと思っております。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

県との協議経過に関するご質問ですが、議員おっしゃられたみたいに、平成23年12月議会の一般質問でも、当時の所長が答弁しておりますが、そのときには、平成23年7月12日に三共水利組合と協議を行い、県の担当部局と具体的な協議に入ったわけですが、同年9月3日の台風12号による甚大な災害の復旧事業対応を最優先に取り組んでおりますので、ご理解願いますと答弁されております。そういった事情もございまして、県とも協議を行うことができず、現在に至っている状況でございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、台風により、県との協議できてないということですね。県とは協議できてないと、こういうことですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

23年7月12日に、答弁しましたが、三共水利組合と協議を行い、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金について、県とも具体的に作業に入ったわけですが、その後、こういった事情により、行われてございません。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

これは、そしたら、協議日程で聞くのもなんですけど、7月12日には地元、三共水利組合さんと協議を行いました。その後は9月3日の台風で県とは協議を行っていないと。こういうことやな。県とは1回もやってないということやな。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

そうです。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

わかりました。

補修費の受益者負担の軽減について聞きたいと思っておりますけれども、事業計画が策定され、

事業費が判明した時点で地元と協議していきたいと、このように答弁されておりますけれども。事業計画は策定されたのか。また、事業費については幾らになるのか。地元と協議したのか、補修費についてですよ。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

先ほど答弁させていただきましたとおり、23年7月当時に、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金によって事業化に向け、県と具体的協議に入ったところですが、そういう計画策定する、事業計画を策定するための、こういった事情により、県とも具体的な協議や話し合いができなかったため、同じく事業計画も策定できなく、現在に至っております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、この事業については、県とは何も策定はできてないし、協議もできてない中、策定もできてない、こういう理解でよろしいんやな。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

平成23年7月から現在の時点まではできていませんが、再度、25年7月、議員ご存じだと思いますけれども、25年7月17日にまた5区長さん連名でご要望いただいておりますので、その後はしてございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

今も答弁いただいたんですけれども、通告しておりますもので。

塩害対策で再度平成25年7月17日付で潮どめ堰堤の設置の要望が提出されております。1つは町宛て。知事宛て。3つ目に西牟婁振興局地域振興部長宛て。そして、西牟婁振興局長宛てに要望書が提出され、それぞれに安宅区長、田野井区長、大古区長、矢田区長、塩野区長らが連名で提出されております。要望書には、日置川の河床低下に起因する塩害によって、水田耕作に影響が出てきているとあります。塩分が到達する区域を汽水と呼ぶと思いますが、干潮・満潮でその到達地点が違うと思いますけれども、汽水の区域と日置川のどの地点まで潮が上ってくるのでしょうか。満潮のとき、あるいは大潮のときは、どの辺まで潮の遡上があるのでしょうか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

汽水域とのご質問でございますが、調査資料によりますと、満潮時にはJR鉄橋下まで潮が遡上していると考えられてございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

そしたら、川の地形とか変わるとは思いますけれども、その三共水利組合の取水地といたら、あの橋から大体数百メートル、300メートル、200メートルあると思うんですが、あそこまでは今は潮が上がっていないということか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

J R鉄橋下から、今現在、三共水利組合がポンプ取水しておりますね。そこがちょっと二、三百メートルあると思うんですけれども。そこまで来てないかどうかは、まだちょっと確認はできてございません。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

2000年に塩害が発生していると思うんですけれども。それから川の洪水とかで、川の地形というんですか、河床も変動したと思いますので。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

現在、三共水利組合も塩害によって、満潮・干潮で取水制限といたしますか、満潮・干潮によって、その取水の時間帯を調整してございますので、それによれば、やはり可能性もございます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

私がいただいた、その取水の時間ですか、大潮やったら取水をとめとるとか、干潮になったら取水しやるとか。そういうのもあったと思いますわ。それで、鉄橋のそこまでしか行ってないんや。実際、塩害が発生したというのも写真も見させてもらいましたし。それで、その辺もちょっと、この答弁いただくのはいいのやけれども、鉄橋の下と区切ってしもたら、取水地、もうちょっと奥にあるから、そこまでしか潮、来いないやないかというようなことになってしまうからよ。ちょっとその辺、慎重にお願いしときます。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

すみません、先ほど、汽水域がJ Rの鉄橋下までと答弁させていただきましたが、現在もそうした干満差による取水で調整していただいておりますので、再度、汽水域を確認させていただきたいと思います。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

この要望書は、かんがい用水の対策だけではなく署名地区内はもとより、日置川の飲料水

対策にも潮どめ堰堤が必要であると私は思いますけれども。そこで、これにどう対応していくのか、どういう庁内議論があり、問題方向性に取り組んでいるのか、ちょっとご答弁願えたら。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番外（農林水産課長）

去る25年7月17日に、安宅区長以下、関係5地区の区長さんから県当局に対して、潮どめ堰堤設置要望が町に提出があり、このことについて本年8月23日に、西牟婁振興局河港課で協議も行いました。また、同じく去る9月3日に西牟婁振興局農地課長が、富田事務所へ来ていただいて、そういった協議も行いました。9月6日には先ほど7月17日付の県への要望書を進達してございます。また、9月9日には西牟婁振興局におきまして、農地課におきまして具体的な本事業の補助メニューについても協議したところでございます。今後とも関係区や水利組合と協議を行い、県の関係部局と連携を図りながら事業化に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3番

先ほどの辻議員の質問に対して、河口堰をつくる場合は大体90億円の予算が見込まれると。そして、ポンプを上へ上げるとか、そういう設置場所の変更とか、そういう、あるいは改修も含めてやったのですか、そういうことについて、約2億円の事業費が見込まれると、こういう答弁があったように思うんですけども。

私は聞いた話ですよ、大古の方とか安宅の方に聞いた話では、仄聞した話では、えびね温泉の前にある頭首工というんですか、何も90億円の物をつくってくれとか、そういう規模の物をつくってくれという話は、私、聞いてはないんですけども。その辺について、90億円というたら、河口堰というたら、長良川の河口堰問題というのは、これ、国土交通省の管轄やと思いますけど、ばーんとここの真水と潮との分を分断してしもて、生物の生態系に大きな影響が出る。早うあけと言って、こういう問題が起こってきています。こういう大きな河口堰のことを言うのと違いますか。こういう大きな河口堰をつくってくれと要望は地元から来とるんですか。さっき90億円の話が出ておりましたので、ちょっと質問しますけれども。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番外（農林水産課長）

先ほど辻議員にもご答弁させていただきましたが、事業費的には概算でございます。測量も調査も、まだ現地調査もできていない段階での概算でございますが、えびね温泉の前の取水壁と、今回、ご要望されている潮どめ堰堤。また、これは水理計算とかせなあかんのですけれども、考え方がかなり潮どめ堰堤は大規模になると思います。結局、遡上する潮をとめなあかんのですから。

あと、90億円もその平成5年に、当時の日置川町が塩害対策として、潮どめ堰堤も1つの選択肢としてやった中での概算金額で90億円となっております。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

それにかんがい用水、守るというのですか、潮どめ堰堤で、その受益者負担というのですか、それも出てくると思いますので、その辺も受益者負担というの、何億、何十億となったら、受益者負担もこれ、膨大な金額になってくる。その辺も含めて、地元とよく話し合っ
て協議した上で、90億円で私もこの前から聞いておりますけれども、どういう計算の根拠
のもとに、こういう数字が出てきたんか、ちょっとびっくりしとるんです。その辺も。潮ど
め堰堤は、要望も出とるからどうこう言うの違いますよ。90億円というような金額が事業
費、出てきたらですよ、これ、果たしてこの金額、やれるのかという。ここまで必要なの
かなというようなことも思いますし。

それで、私が聞いた話は、えびね温泉の前にあるような、ああいう頭首工というのか、あ
あいうのをしてほしいんやというのを、私、ちょっと聞いた話の中ではですよ、そういう認
識しとるんですわ。

それで、最後、ちょっと質問、最後になります。潮どめ堰堤にですよ。いずれにしても、
町長が潮どめ堰堤をつくるという強い決意と方向性が、私、これ、必要になってくると思
います。河床が低下する中、汽水域が広がっていると思います。三共水利組合取水口の数百メ
ートル上流には、日置川水道の水源地もあります。早急な対策が必要であると思いますが、
町長のお考えについてお聞きしたいと思います。早急な対策を何とかできんのでしょうか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

本案件につきましては、塩害対策としての潮どめ堰堤設置要望書として、先般、安宅区長
さん以下、関係5地区の区長さんから連名によって、本年7月17日付で町に対してご要望
いただいております。提出していただいております。その要望書提出を受けて町としまして
は、県知事ほか県担当部局に進達をしております。町といたしましては、この担当部局対
して、状況説明や協議を行って、この進達書によりまして県へ提出しましたので、今後、県
当局と協議を行い、そして、対策工法としましては、例えば、潮どめ堰堤工となれば、先ほ
どから申し上げますように、莫大な予算が必要になってきますので、ポンプ工法による
取水も1つの選択肢として、該当する補助メニューを精査しながら、詮索しながら取り組む
方向でございます。

今後、計画を煮詰めていくに当たりましては、関係区や水利組合と協議を行い、県関係部
局と連携を図りながら事業化に向け、取り組む所存でございますので、ご理解のほど、よろ
しくお願い申し上げます。

○議 長

3番 丸本君（登壇）

○3 番

町長のやっぱりこの姿勢というのが、堰堤1つにとっても、町長の姿勢がなかったら、取
り組む姿勢がなかったら、やっぱり実現できませんので、町長の前向きな取り組みをお願い
して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議 長

以上をもって、丸本君の一般質問は終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 15 時 16 分 再開 15 時 21 分)

○議 長

それでは、再開いたします。

6 番 正木秀男君の一般質問を許可いたします。正木秀男君の質問は一問一答形式です。まず、防災・減災問題についての質問を許可いたします。

6 番 正木秀男君 (登壇)

○6 番

それでは、一般質問をさせていただきたいと思います。議長並びに同僚議員のご理解のもと、ありがとうございます。

今まで4人、5人の議員が若干触れられていましたけれども、日曜日の早朝、東京2020年の東京オリンピック・パラリンピックの誘致が、佐藤真海さんのあの不屈の精神によって、相当感銘を受けた。そしてまた、私の憧れの君の滝川クリステルさん。おもてなしと、こういうような部分で、相当世界に、IOC委員にアピールされたことで、結果的に東京に決まると、このように認識しております。

うれしいばかりじゃなくて、半面、東北震災で避難されている方、そしてまた、いろんな苦を背負っている方々が片方におられるという認識のもとで、我々国民が1つになって考えていかなければならないという、こういう認識をしておりますので、我が白浜町も町民ともども1つになってですよ、こういう片方ではうれしいオリンピック・パラリンピックというスーパーイベントが控えて、我々も波及されようという認識でありますけれども、片方でまた、そういう負のことがあるということで、我々町民も、当局の皆さんも政策に当たっていただきたいなど、このように思っています。

それでは、順次、質問、何点か行きますけれども、私も冷静に質問したいと思っておりますけれども、簡潔にご答弁のほど、よろしくお願い申し上げます。

1つに、この防災・減災問題で質問しますけれども、この9月1日は防災の日で、全国各地で防災訓練、そして関連行事が行われました。災害対策を総点検する必要がございます。そして、東日本大震災からの復興は道半ば。今夏は記録的な豪雨による被害も各地で相次ぎました。そして、地震や津波、豪雨、火山噴火、さまざまな事態を想定して、減災に取り組まなければなりません。

9月1日は10万もの犠牲者を出した、あの大正関東大震災からちょうど90年目で節目でございます。発生時は昼間の少し前で、当時は火を使っていた家庭が多くて、家屋倒壊と強風で火の手が広がり、そして、行政施設や橋も多くが焼失し、避難や救援を妨げまして断水のため消火活動もおくれました。犠牲者の9割が火災で亡くなり、構造物、建物の耐震化と火災が起きて、容易に延焼しないまちづくりが大切と思われます。

そこで、今般の議会でも説明がありましたが、県内で緊急通報の整備事業、また防災情報の速さが求められております。Jアラートというんですか、こういうエリアメール発信が瞬時に携帯電話に着信するという夢のような科学の進歩ですけれども、携帯を持っていない人とか、また、持っていない、身から離れている場合、そういうときの伝達方法。そしてまた、

防災放送における地域の、俗に言うばらつきというのですか、難聴。その難聴地域はいかほどか。そこら、どうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君（登壇）

○番 外（町 長）

まず、正木議員より、防災・減災問題についてのご質問をいただきました。

白浜町としましても、過去の教訓をもとに災害対策の総点検をしなければいけないと考えております。その中で、防災行政無線放送につきまして、例えば、放送内容が聞き取りにくいというふうなお話も、多くの方々からお伺いしております。

その中で、どういうふうな対応ができるのか、随時対応をしていく必要があるかと思えます。これは防災対策室を中心に、総務の中で今、行っておりますけれども、できる限りの改善に努めているところでございます。今後も引き続き住民へのより確実な情報伝達の実現に向け、防災行政無線放送の難聴対策や各種情報伝達手段の普及について、取り組みを進めてまいり所存でございますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

白浜町民のみならず、やはり観光客向けのそういったいろいろな情報の発信、そしてまた、啓発活動、そういったものも必要かと思っております。ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

詳細につきましては担当課長より対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

議員から気象警報の発表の件、それから防災行政無線の聞き取りにくい点、それから町内の難聴地域の件数等について、その3点についてご質問をいただいたところでございます。随時ご説明をさせていただきたいと思えます。

まず、気象警報等の発表における町の対応といたしましては、防災行政無線放送のほか、登録制メールサービスである「安心・安全メール」の配信、電話サービスである防災情報案内サービスの登録を行っているところでございます。また、避難勧告等が発令されると、被害が予想されるような場合につきましては、車両による広報やFMビーチステーションによる特別番組の放送も行っているところでございます。台風の接近時等は、各ご家庭では強風や大雨の対策として、雨戸を閉めるなど自衛手段を講じていただいているところでございますが、風雨の音と相まって、かえって防災行政無線の放送内容を聞き取りにくいといったところを生じているのも事実でございます。

町といたしましては、難聴対策に取り組むことは、今後も引き続いて実施をしていくことはもちろんのことですけれども、町民の皆様方にも町が発信する各種情報伝達手段による情報を初め、テレビ・ラジオ等もご活用いただきながら、情報収集に努めていただきたいというふうに考えているところでございます。

防災行政無線の抜本的な改修の際には、また、情報伝達の効果が高い戸別受信機の設置等についても検討していかねばならないというふうに考えてございます。

それから、防災行政無線の放送のばらつきというところでございますけれども、防災行政

無線の放送の手段では、気象警報等の発表につきましてはまず、平日の8時30分から午後5時15分までの対応については、気象警報が発表されますと、白浜町役場本庁に設置しております全国瞬時警報システム、すなわちJアラートにより事前に録音された音声、自動で白浜町全域に放送されます。

また、Jアラートによる自動起動放送の対象外である土砂災害警戒情報の発表や、気象警報等の解除、また、町が発令する避難勧告等につきましては、町の職員が手動の放送で行われてございます。平日以外につきましては、消防本部の職員が行う等、職員の防災体制の中で取り組みをしているところでございます。

それから、難聴地域の件ですけれども、平成24年に調査を行ってございます。住民の方々から改善要望のあった23カ所でございます。あと、小学校、中学校、そういったところにつきましては、音達調査を実施しております。今のところ、そういうところです。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

大谷課長、簡潔にと私、冒頭言うたので。

先般、報道によったら、このJアラートの試験テスト、全国一斉した、隣の田辺市で何かつながらなんだと、こういう報道がされておったんですよ。それで、我が白浜町で、これ、クリアできたのか。それと、今言うたように、23カ所の難聴地域、そこらの部分で対象人口、そこら戸数も含めてですけれども、わかる範囲で教えていただきたい。わからなかったらわからんでいいんですよ。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

現在では、難聴地域の箇所を把握したところでございまして、そのエリアの人数は把握してございません。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

Jアラートが本庁へきちっと通達来たんか、そこらはどうですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

きのう、一昨日でしたか、Jアラートの試験放送も実施してございまして、全町的に試験を実施した結果、特に問題はございませんでした。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

これ、2015年、あと2年後に供用、運用するという意識はしているんですけれども、今、前段に言いましたように、高齢者・弱者、その方がどうしても携帯とかいうのが得手悪い部分で、やはり、なかなかそこに伝達が行かないという、片方では負のリスクはあります

わね。そこらを含めて、そういう方々がきちっと認知できるような、やはりこの町の防災無線、それでまた、FM放送を含めてきちっとしとかんと、そこにまた、いろんな部分、問題が発生するので。100%と言わずしても、やっぱりその23カ所を1つとってでも、きちっと順次整備していくのが、当然、行政の務めだと思います。

2番目に移ります。政府は大震災後、災害対策法、災対法を2度改正しまして、国の役割を強めて、まず市町村が機能しない場合、国が応急措置を代行して、国や都道府県は被災自治体の要請を待たずに、独自の判断で救援物資を供給でき、また、避難対策も強化したのであります。

その1つに市町村に対し、高齢者・障害者等災害弱者の個人情報を集めた避難行動要支援者名簿の作成を義務づけたと、このように聞いておりますけれども、当町白浜の実態はどうであるか、お聞きしたい。

○議 長

番外 民生課長 三栖君

○番 外（民生課長）

避難時の要援護者名簿につきましては、災害時の要援護者の情報を各機関で共有し、平常時及び災害時に役立てることを目的としています。当町におきましても、昨年度に民生委員、児童委員さんの協力によりまして、登録申請者の配付、訂正、回収等の情報収集に努めて、名簿を作成してございます。内容につきましては、支援者の名簿、個別の支援計画、例えば、緊急時の連絡先とか、かかりつけ医、治療中の病気等が記載されたデータを一括管理しております。この名簿の提供先につきましては、民生、児童委員を初め、地域の支援機関、消防団等、また、専門の福祉機関等に提供することとしています。

この改正された法律によりまして、個人情報を同意がなくても作成せよということなんですけれども、この要援護者台帳のシステムにおきましては、以前より内部データとして75歳以上の高齢者のみの世帯とか、要支援から要介護5までの方の介護者、身体障害者の障害を持たれる方につきましては、システムが白浜町は入ってございますので、それを月次の処理でその中に取り込んでおくというような処理を既に行っております。その中で、要援護者対象者が、先ほどの高齢者・介護者・身体障害者等で4,096人。その中で、同意を得られている方が695人となっております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

まさに4,000人のうち700弱という、こういうご同意ですけれども、やはり個人情報、プライバシーも含めてですけれども、なかなか掲載率の中でダウンしていると。そういう中で、やはり義務づけでありながら、行政はそういう個人情報に配慮し過ぎて、どうしてもそこで二の足を踏んでいることが多々言われると。こういう思いなので、やはり、今言ったように、強制力の強い条例なので、それはやはり社協にしても、当局だけじゃなくて、消防、警察、そして社会福祉協議会、各機関とのきちっとしたタッグの中で、やはり機能しないといけないなど、このように所感としてですよ。やはり、再度ふんどし締め直して、そういう個人情報の壁もありますけれども、それを乗り越えて、緊急時の避難行動計画、町民にきちっと理解していただくような伝達もしないと、なかなか四千数百人ありながら、まだ道

も駆け出した入り口やと。これではやはりしんどい部分が、当然そこにあるという認識でありますので、どうぞひとつ、当局において、町長、先頭になって100%まで行かずしてでも、そういう実態してください。

次に、先般、とある高層マンションとの避難場所の提供協定を取り持たせていただいたんですけれども、まだまだ全体から言えば少ないと、このように認識しております。今、当町において、一時避難、そういうような場所は何カ所ございますか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

結論的に言いますと、一時避難施設協定箇所が7カ所ございます。特に、ホテル関係で申し上げますと、白浜町と協定を締結しているホテルは、ホテル川久様。それから、かんぼの宿様、これも避難施設の協定を締結しております。ホテルではないですけど、東白浜のネピアル白浜様とも津波避難ビルの協定をしております。ほかにもまだ、業者さんで言えば、4カ所ほどございますけれども、全部で7カ所ということで、先日、正木議員のご尽力によりまして、シャトレハイツ白浜様とも避難施設の協定を締結することができました。この場をおかりしまして、厚く御礼を申し上げます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今、川久、ネピアル、我々、地元・綱不知のそういう施設ですけれども、厚意に甘えているんですけれども、その避難場所、今、町長がおっしゃられましたけれども、全体で7カ所、そういう構造物があるんやと。こういう説明でしたけれども、それは町民に対しての周知というのですか、そこらが大事であって、そしてまた、ビジターさん、先ほど、玉置一議員が冒頭言われましたけれども、やはり、こういう観光地であるがための、夏場なんかは相当、人が流入されて本当に混雑する町でありますけれども、そのときのやはり、町民、住民、観光客への周知方法、そこら、どのようにお考えかなと。今までそういう部分で広報紙を出したのか。いやいや、ただ、個々に役場とその施設とだけで協定してあるのか。そこらの一般地方紙、ローカル紙でたまたま載ってしてあるのか。そこらの伝達はどうされているんですか、今までは。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

周知方法ということでございますけれども、今までも津波避難ビル、そういった指定をさせていただいた場合には、その地域の自治会長様を通じまして、地域の住民の方々に周知をさせていただいているところでございます。ただ、観光客の周知につきましては、非常に難しいところでございまして、今現在、防災対策室としては、その周知の方法について、今後検討が必要であるというように考えてございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今の先ほどの難聴地域ともどもに、そこに網羅的にですよ、この今、7カ所の部分でビジターさん、観光客別でメンバーさん、地元の白浜、純粹の町民ですけれども、その方の地域で7カ所あった、そこに若干こっち行ってよと。そこらの人口動態、そこらの。町内会だけ、今、課長が言うたでしょう。町内会、地域の中の町内会に説明しているんやと。それを合わせたら、どのぐらいの人間が大体想定をされているのかなと。玉置議員も先ほど若干、それに関連するような質問をされていましたけれども。そこら、わかっているか。わからなければいいんやで。わからんということで、またきちっと、後段。

いろんな災害パターンがあると思うんですけれども、やはり先般、豪雨災害。庄川、北富田地域の浸水、平地区の浸水。そして、日置川でも大地区の山崩れとか、いろんなパターンがこう、現実起きていくんですけれども、そのときの復旧というのですか、復旧。事例を言えば、平地区で相当、腰ぐらいまでが冠水されて、水中ポンプを5つ、6つ入れて排水したんやと、こういう話を聞きまして、後日現場へ伺いました。それで、地元のご婦人さんの話を聞いたら、どないなるかわからんねと。こういうような報告を受けて、ああ、やっぱりこの自然に勝てんねなど。命あるだけよかったなということで、引き取ってきた次第なんですけれども。この災害、いろんな高潮にしても、あの貴重な白良浜でも、こういう何トンもあるような土のうを積んでですよ、越波を予想した中で、そういう対策、対応をすると。いろんなことが起こります。そのために、今度この白浜行政は、やはり、各団体機関というのかな。そこの今、避難の場所と協定はしているけど、今度はハードな部分のそういう、1つ事例言えば土木組合。今まで、仁坂知事の号令のもとにばーんとやったら、土木組合がユンボ持ってきて、ブル持ってきて、積んで、こうやっただと。山崩れした、ユンボでとった、ブルでとった、ダンプでとりました。そういう機能が当然そこに、県も国もあるんですけれども、我が白浜町はやはり、きちっと事前にですよ、各団体に協定を結ぶ。災害協定を結んでおく。そのときの井瀬町長から、どうぞひとつ助けてくださいと言うたら、その団体がですよ、現場へ急行して対応すると。今、テレビで、鳥取やあちこちで土砂崩れ、家流された。自衛隊も出動して、こうやっています。そういうときのやはり、想定したときに、やっぱりこの我が白浜町もすべきじゃないんかと。今まで、言葉は悪いですけど、固有名詞出して悪いんですけど、北道さんが相当機械も持っておりまして、町長が行かれていたとこ。そこが本当に、北道さんが貢献されていたんですけれども、今そこも廃業されて。

そして、時勢において、今、土木組合が自前で機械を持ってないんです、現実。私、この間、個人的に、この白浜の建設土木組合の会長のところへちょっと訪ねていったんです。だれしやるんよと。そしたら、この人やと。行ったら、正木さん、今、重機持ってあるところないんやと。自前で。レンタルの時代ですと。こういうような言葉があったんですよ。

仁坂知事、井瀬町長の名において、災害復旧の指令、飛んできてでもできんねと。そういう実態、聞かされました。重機を持っているとこもないとは言いませんけど、やはり、そういうところで、この間、防災の職員にも、資料として田辺市とか、そこと協定結んでいるところ、総務課の防災担当に資料出しています。早急にそこと1円も要らないんやから協定書を結んで、さあと言ったら、白浜へ飛んできてよと。そういう部分が常に、やっぱりしておくべきやと、こう思うんですけど、そこら、どうですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

今、正木議員、ご提案のとおり、白浜町と建設業界との災害協定は必要やと感じております。その中で、協定ではありませんが、現在、国土交通省近畿地方整備局長と白浜町とで災害時等の応援に関する申し合わせを平成24年8月7日に交わしております。応援内容としまして、情報の収集・提供、また近畿地方整備局職員の派遣、災害にかかわる専門家の派遣、また近畿地方整備局が保有する車両や災害対策用機械の貸付、また、近畿地方整備局員が所有する通信機器等の貸付、及び捜査員の派遣、通行規制等その他必要な事項となっております、応援に関する申し合わせを完了しております。

○議長

6番 正木秀男君（登壇）

○6番

今、建設課長から8月に国交省の近畿整備局と締結したと、そういう部分で1つ安心した部分もあるんですけど、現実としてやはり、この上の国交省絡みの整備局と言ったら、大きい部分やけれども、そのとき大きいのが来たとき、本当に熊野やとか、田辺の奥でも一遍にどさっと来たときに、やっぱり那智川にしても新宮川でも、私の知人8人が亡くなった。そこから相当重なるんです。ですから、常に本当に猫の手も借りたいぐらいの部分、やはりしとくべきやと。ただ、国交省、大きいさかいにそこだけしとけばという1つの、大事なことは大事なんやけど、もっと毛細血管のごとく協定を、民間も含めてとっていただきたいなと、このように思っています。

それと先般、私、消防関係で申本、新宮を事例出して、地下タンク、備蓄。そういう防災用のですよ、提案させていただいたんですけれども、その後の進捗はどういう格好ですか。当時の消防長は検討させてくださいと、このような答弁いただいたんですけれども、そこらの実態、どうですか。

○議長

番外 消防長 大谷君

○番外（消防長）

この問題がくると、ちょっと思ってなかったんですけれども、今、日置川消防署建築を目指しております。そこで一応、自家給油施設、それを計画しております。ガソリンが約4,000リットル。それと軽油が2,000リットルの地下タンクを埋めて、自家給油所、スタンドのような格好で入れるように計画をしております。

○議長

6番 正木秀男君（登壇）

○6番

日置川のほうで新庁舎というんですか、消防署が構想の中で今、消防長が若干その検討に入っていると、予定しているというようなことでありますけれども、こっちの高層ビルもマンションも含めてですけれどもパイが、こちら、旧白浜ですけれども、断然多いんです。そのときの対応が何年前の天山閣火災のときに、前も言いましたけれども、フルオーバーでやっても、何時間でタンクが空になると。そのときに、やはりさっきも関東大震災のことを言いましたけれども、やはり、きちっと備蓄というんですか、その震災において、失礼ながら低地帯のスタンド、何カ所か、議長も以前、家業されておったんですけれども、8メートル

ル、10メートルのところだったら、相当被害をこうむると。

今の本庁、警察からこっち来た消防署、あそこはこの並びからまだ上がって、相当高台であるので、私、あそこへまた備蓄タンクがあれば、また警察も消防も一緒になってですよ、活動できるんじゃないかと、このような思いの中で、提案させていただいたんですよ。だから、日置も大事です。だから、今度こっちの業者さんが、ダウンされたらどうするんよと。ですから、串本さん、新宮さんがそこに自前の備蓄タンクをキープしていると、こういう構造なんです。ぜひともこっちの今の新しいな消防本庁もそこに、また、予算伴うことですけれども、年次計画立ててですよ、早急に対応していただければなど、このように思うんですけど、町長、いかがですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外(町 長)

議員ご指摘のとおり、やはり大規模災害のときの備蓄といいますのは、これは緊急の課題でございます、特に石油のみならずガソリンとか、そういったものだけでなく、いろんなこれから燃料等の備蓄、それから備えが必要だと思います。これにつきましても確かに防災協定も、まだすべてにおいてはできていませんので、先ほどからの土木業者さんとの提携ですとか、建築業者さんとの提携ですとか、しかも町内だけじゃなくて、やっぱり広域で紀南地域で何とかできないものかとか、そういったことも含めて今後、燃料だけでなくさまざまな業種の皆様とも、事業者ともできるだけ協議しながら、提供していきたいというふうに考えてございます。

○議 長

6番 正木秀男君(登壇)

○6 番

そういう石油業界、私、各3社、4社の中でそんなとき白浜町に協力してよと、こういうお願いを個々にしているんですけど、それも町長、やはりJAとしても各民間のスタンドがあります。そことも組合、石油業界、議長がご存じですけれども、そういうところでもきちっと全体で皆さん、湯を通して応援体制を、ひとつその節はよろしく願いますと、それが私は大事と思います。1円もお金は要らんやから。ひとつ。

それとあと、私はある書物を読んでいた中で、東北なんか何十万トンと来るらしいです、全国から救援物資。かえってそれで職員がへとへとになるぐらい。というのは、何が必要なのという、保管場所にリフトが要るらしいんです。いや、ここに、阪田に体育館あります、そこへ送ってください。とてもじゃないけど、トラック一杯ぐらいやったら手でもこれは行けます。ある東北の視察も行ってきましたけれども、保管場所にリフトが要ると。こういう、ありがた、苦しみという、こういうことが学習、研さんもしてきたんですけども、やはり、何でも備蓄倉庫、備蓄倉庫とこう言いますけれども、パレット敷いてリフトで要ると。こういうようなまた、1段ステップアップした中で、機能的に整備せんとあかんと。こういうようなことも現実にあるので、これは提示だけしときます。

それでは、4時に近づいてきました。観光について伺います。

○議 長

それでは、防災・減災問題についての質問はよろしいですか。

続いて、観光問題についての質問を許可いたします。

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

先ほど、水上議員もことしの今夏の経済動向、そして入り込み、いろんな部分で質問されておりましてけれども、何点か質問いたします。

これも、水上議員が若干述べられておりましたけれども、先日、地方紙に温泉街に芸術の風をと。こういう空き保養所を活用して、白浜に学生や教員らの音楽・造形・美術作品やパフォーマンス、白浜に風を吹き込みたい。こういう旅館組合と大学との思惑が一致しまして、白浜アートプロジェクトを行うと発表されております。大変結構なことでありましてけれども、白浜町におかれて、協力体制というのですか、支援体制はどのようにお考えですか。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

白浜温泉旅館協同組合さんと大阪芸術大学のグループの協働事業については、前回協議の中で出てまいりまして、その中で私どもも協力をしていくということで、双方で協議を進めていかれるというようなことでありましたので、町としましても、できる限りのバックアップをさせていただきたいということで、申し上げております。

この一環としまして、来週、16日にキックオフ・トワイライトコンサートというのが実施されることとなっております。これも町も後援しますので、できるだけ協力をしていきたいというふうに考えてございます。すばらしい取り組みであると考えておりますし、旅館組合さんと今後、大阪芸大様の協議の動向を見守るとともに、経済3団体とも連携をしながら協力をしていきたいというふうに考えてございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今、町長より3団体との連携、そういう部分で民間の力の活用は大事であると、こういうような部分でおっしゃられました。まことにそのとおりでございまして。ぜひともいろんな格好でサポートするのが大事なかと、このように思っております。

それと、今夏の白浜の全体の景気動向、入り込みも含めてですけれども、重複すると思いますが、観光課長、いかがですか。若干、先ほど言われましたけど。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

夏の観光動態について、お尋ねをいただきました。7月、8月の入り込み数では日帰りが28万1,147人、前年比98.2%とわずかに減少したのに対して、宿泊は44万7,043人と、前年比104.5%の増加となっております。

近年の傾向としましては、日帰り客の比率が宿泊よりも高くなっているのが、比率が上がってきているのが現象としてあらわれていますが、ことしの場合は逆の傾向があらわれてございます。これはおおむね天候に恵まれ、イベントも予定どおり実施できたこともあり、宿泊者はふえましたが、日帰りにつきましては、学校によっては2学期の開始が早くなってい

ることや、8月末は天候が悪かった日も多かったことが影響しているものと見てございます。宿泊については増加となっておりますが、実際には消費単価は低迷しておりまして、依然として厳しい経営が続いているものと見てございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今、日帰りで28万云々、98.2%とこういう部分ですけれども、その宿泊はある程度のカウントは各施設とか、そういう部分ではカウントできると思うんです。この日帰りの28万1,000人ですか、そこらのカウント、どういう方法でカウントされているんですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

このカウント方法につきましては、特定の観光施設様からの聞き取りであったり、それから道路の交通状況、主に県道白浜空港線の台数、それから、空港の利用者数、それから鉄道ももちろんです。そうしたことを総合的にカウントいたしまして、海水浴場の入り込みも含め、独自の計算によって推計ということを出しているところでございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

わかりました。100%網羅できずとしても、やはり、この日帰りというのはなかなかアバウトな部分が多々あるなど。花火でも本年2万人来ましたとか、どこで勘定してあるのやと、こういうような単純な思いがいつもしておりましたけれども。この観光に生きている白浜町、大変そういうイベントも大事でございます。

そこで先般、町長の肝いりで活性化委員会なるものが、この1年半、就任されて立ち上げられましたけれども、その中の課題の中の1つとして、白浜コンソーシアム構想たるものがあったと思うんです。そのコンソーシアム構想は、今現在どういう審議しているのかと。そこらどうですか、町長。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町長）

コンソーシアム構想につきましては、現在も今後、どのように進めていくのか、経済3団体と意見交換しながら検討しています。9月中にも再度協議の場を設けたいと考えており、そこで白良浜の利活用などの過去のテーマについて協議をしていきたいというふうを考えてございます。

コンソーシアムの構成団体、メンバーの人はこれからですけれども、活性化の企画立案を行い、国や県への補助金の申請、あるいは財源確保に向けての検討を行いますということ、今、経済3団体の長とも一緒になって、9月中に一度協議会を設けるということになっております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

この活性化委員会の何名でしたか、9名。この9名の方が当然、町長の公募と町長の指名と、こういうような構想であったと思うんですけれども、委員会において、報酬というんですか、そこら報告あったと思いますけど、再度確認の中で、報酬が出ているか出ていないか、そこらどうですか。

○議 長

番外 町長 井澗君

○番 外（町 長）

今、当初10名だったんですけれども、1名減になりまして、今現在、9名になっております。報酬といいますか、年間でこの協議の中でしていただいている報酬ということで、一定の報酬を出しております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

お幾らですか。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

これまでも何回か、会議をさせていただいております。1人1回の報酬といたしまして、3,500円をお支払いしているところでございます。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

今まで何回かされているんですけども、トータル的に大体年間どのぐらい、10回ぐらい見ているのか、そこらはどうですか。予算枠があるやろうけれども。そこらわからんか。わかっているなら言うてほしい。

○議 長

番外 総務課長 大谷君

○番 外（総務課長）

現在のところは、月1回、多いときには月2回、そういった頻度で開催をさせていただいているところです。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

月1回、2回やな。

それはそれで、ひとつ、コンソーシアム、3団体、9月、近いうちに立ち上げる中で、この9月が来ましたがけれども、ぜひとも町長、そこらきちっとサポートするなりして、進めていただければなど、このように思っています。

4つ目。マリンスポーツの事案でございますけれども、先般、地元の関係者と私、船へ乗

りまして、白良浜沖、臨海浦、江津良、畠島、網不知湾と、海上視察してきました。その中で、水上バイク、モーターボートなど高速で我が物顔で走り回る様子を見て、危険極まりないなど、船上から注意をしました。「兄ちゃんら、ほどほどにしてくださいよ」と。と言うのは、その1つに、湯崎地区もありますけど、我が網不知で、潜り、俗に潜水をなりわいとす方が数名おられます。その人が塔島のところでツメバイなり貝を採取しているところで、ざーと行ったり。「本当、いつ上がってきても恐ろしいんや、高速やから。普通の漁船やったら、とんとんとんと聞こえるんやけど、あれ、60キロ、80キロやから、はるか向こうでもしゅんと来ると。結構危ない目には遭うたんや」と、このような中で私は先ほど言うたように、白良浜沖、湯崎、ずっと塔島から回ってきたんです。

そして、京都大学のあの裏の臨海浦のところに、今、バナナボートなるものを置いて、それ、営業している部分、私、現認してきました。それは営業が違法か合法かというのは、また別に置いてですけれども、そこに町指定の臨海浦の海水浴場がこちらにあるんですね。そこから、この塔島向いて、ブイを、この間も観光課長にも若干その趣旨を言うたんですけれども、延長することによって、そういう違法な営業というのかな、一応、お金もろてるらしいんですよ。そこにモーターボート、水上バイク、バナナボート、いろんな部分で。あそこまた、ツメバイの漁場なんです。私も何年か前に潜りました。そういう中で、あそこをもっと延長して、塔島側へすることによって規制を張ると。そういう協議会なるものが警察も含めて海上保安部、あると思うんですけど、そこらの今までの取り組み、わかっていたら言うてください。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

水上バイク対策についてのご質問でございます。水上バイクにつきましては、一定の免許を取得すれば、特に規制なく乗ることができる小型船舶の1つとなっております。が、ご指摘のように海水浴場周辺での客引き行為でありますとか、暴走など、とても放置できない状況にあります。私ども海水浴場を管理する立場としましては、和歌山県遊泳者の事故防止に関する条例を遵守していただきますように、昨年度から洋上パトロールを実施しているところでございます。これは、白浜警察署管内のそうした事業に関する、そういう安全対策の協議会が立ち上げられておりまして、そうした団体様のご協力を得ながら、町として実施しております。

また、ご指摘の臨海浦につきましては、遊泳区域のすぐ隣で水上バイクを走らせる行為が目立ちまして、遊泳者はもちろん、先ほども言われましたように、地元漁協からも苦情が寄せられていました。そうしたことを踏まえまして、昨年からもこうした苦情がありまして、ことしは、今まではバンガローさんの下と言いましょうか、遊泳区域はあの部分だけだったんですけれども、ことしは遊泳区域を、塔島側の京大さんのスロープのところまで広げて、遊泳者の安全確保に努めたところです。

しかしながら、遊泳区域を広げてそのエリアへの進入を規制しても、さらにその外側の浜で今言われましたように、水上バイクをテントを張って遊走させているというのが、ことしの実態でございます。こうしたこともありまして、あの場所は海岸保全区域という海岸でございますので、海岸管理の立場であります西牟婁振興局などと協議を重ねてきてございます。

海水浴場管理者としての取り組みについての、ブイを延長するとか、ちょっとまだ、ことしについては、ブイを外側へ張るといふようなオーケーはいただけなかったんですけども、引き続き、安全かつ有効な方策を検討してまいりたいと考えております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

本当に、勝手気まま、無法な部分である。その中で、やはりモラルの問題と思うんですけども、協議会で洋上パトロールなり指導はしていると。今、このように課長から答弁されておりますけれども、やはり、これ、気長にすること。それが相手「ああ、もう白浜町、厳しいなったんや」と。こういう認識でやはり、レジャーも白浜町、マリンスポーツの中で受け入れが大事と思うんですけども、やはり、ルールをきちっとした中で、粘り強く警察、海上保安庁と連携して、そういうブイ、ネット、そういう部分がきちっとできるようにしていただければなど、このように思っております。

やはり、パフォーマンスしたいのはわかるんですよ。ただ、そこに漁師が潜っていて、本当にむちゃくちゃ何回もあったんやと。このようなこともあるので、事故があつてからは遅いので、ひとつ、そういう部分で尽力していただければなど。

次に、観光施設の現状ですけれども、今般、円月島の工事で相当、1億、2億とかけて改修している最中ですが、その円月島、高嶋ですけれども、周辺での道路が松乃湯近辺、足湯、御船の谷から漁協を通して、馬目谷からずっとあるんですけども、片側車線埋まっている状態で。違法駐車というのかな、駐停車で。かえって片側で、上下で込んでいるような状態で。互いに迷惑、観光客も地元も困惑しているという状況ですけれども、その真ん中に、漁協から、こちらから言うたら、漁協を通じて、馬目谷の道沿いに若干オープンスペースがこうあるんですけども、そこに「キャンプしたらあかんで、何したらあかんで」と、標識、書いていますけど。そこに、まさに町長の心やないけれども、おもてなし、ホスピタリティーが大事な中で、そこでベンチなるものを何点か設置することによって、弱者・高齢者にやはり、優しいので行けるの違うのかなと、このように思うんですけども、そこら、どうですか。ベンチの設置や。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

馬目谷公園のスペースについてでございます。最近夕方を中心に円月島、今の時期からになるんですが、円月島へ夕日が沈む時期になったら、大変車が多く来ていただいて、逆に路上駐車が多いというふうな悩みもございますけれども、1年を通して景色のいいところでもございますので、今、ご提案いただきましたベンチを、芝生のあたりになろうかと思うんですけども、置けるかどうか、一度検討をさせていただきたいと考えております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

それと、このホスピタリティーという言葉の中で、町長、オリンピックにからんで、国がおもてなしという、くどいようですけど、この間、前日ですか、新聞報道で条例とは言わん

けど各自治体に、そういう対応をしなさいと、こういう通達。それは何なんと言うたら、私も早朝、5キロぐらいずっと歩くんです。やはり、アベックさん、夕方、カメラで片方ずつこう撮りはる。やっぱり、アベックで行ったら両方欲しいでしょう。撮ってあげるよと撮るんです。だけど、それが国策の中で、ホスピタリティー、入っているんですよ。撮影しましょうかという心が。それが観光客に対して。

そういう中で、ずっとウォーキングされる中で、フィッシャーズマンワープ白浜でも、結構、撮ってよとみんな片方ずつ撮りやる。「2人、そこへ並びよし、撮ってあげる」と。こういうやつが国策の中で、自治体に推奨、しなさいと、こういうような伝達が行っていると思うんです。その中で、私、言うてるのは、やはりちょっとしたベンチ、思いやりというのですか、司良議員の愛が原点ですよという、それが大事と。私、政治はそれが大事と思う。やっと思いました。

ひとつまた、ベンチ設置。課長、町長、そういう設置方向で検討していただければなと思います。

次、議長の地元、私、その円月島のところからずっと瀬戸漁港のところ、回ってくるんです。この二、三日前から、漁協の敷地内に、生垣のきれいになって、カイズカイクギが。半分こっちから少しだけ見えるぐらい、出とったやつが切ったもので、ああ、前、課長にこれ、無用の用、有用の用という論で、これ、健常者でも1人でも歩きかねやるところを、観光と言いながら、弱者・高齢者、そして車いすの方が、あの歩道を歩けないんです。建設課長の話を聞いたら、指導してくれたと。ありがとうございます。

そういう中で、漁協が切ったけれども、あと、問題はその当時に想定なかった、あの細い1間もないぐらいの歩道ですけど、そこに県道の生垣の、あれは10メートル置きぐらいにどーんと。それで、高層のヤシと一緒に、まあ邪魔になるよと、こういうような思いの中で、ウォーキングしておるんです。私はまあまあ、それなりによけたり、動いているんですけど、対面したときはやっぱり、これやったら本当に白浜の観光地である夕日の百選の円月島。結構、むさしからとか、いろんなどころから歩いて来られるんです。サンセットを撮りに来るのに。そのときにやはり高齢者・弱者・車いすの方があそこを通れないんです。建設課長の配慮の中で、漁協はカットしてきれいになったなど、この2、3日思っているんです。そやけど、あと、こっち、県と協議して、もう今あの私から言うたら百害あって何もないなど。そこに時の部分があったんやけど、今はやはり、時代が時代の中で、バリアフリーとか、そういうユニバーサルデザインというような言葉が躍っておりますけれども、やはり、フラットな状態が一番リスクがないんやなど。それも大事かなと思って、きょう、昨今あるんですけども、それも西牟婁振興局とも協議して、そういう部分でやはり検討して、整備をしていただければな、ありがたいなとこのように思うんですが、そこらどうですか。

○議 長

番外 建設課長 笠中君

○番 外（建設課長）

県道白浜温泉線、白浜漁協付近であります。車いすで通るためには、やっぱり最低1メートル30、これが基準となってます。現状を見ましても1メートル切れる場所が多いです。それも確認させていただきました。歩行者や車いすが通行が厳しい幅員となっておりますので、この間、白浜支所をお願いして、木の伐採はすぐやっていただきました。歩道内

の花壇につきましては伐採及び撤去も考え、歩行者・車いすの方が安心して通行できるよう、改修できないか、すぐに県に要望していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

ありがとうございます。頼んでおきます。

7つ目。今回、観光施設について、若干、重箱の隅をつつくような質問ですけれども、ご勘弁のほどを。

先般、通告した中で、つくもとの足湯、そこにおいて、この夏場やったら相当あそこで、湯崎方面に来泉客も帰って上がってきて、タラップ上がってきて、あそこで足を洗うんです。それで、あのトイレの前のあの水道、1本あるやつでじゃんじゃん、とまることなく洗って、次から次へ足を洗ってます。それが今度、オーバーフローして、今度、こっちの歩道のところで、若干、レベルがそろってないので、歩道敷との間に、若干隙がある、そこに流れんと、タイルのところはずっとたまるんです。そこら、現認していますか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

早速、現地を確認させていただきました。ご指摘どおり、つくもと足湯には水道を設置しておりまして、足湯ご利用の後に手足を洗っていただくように設置しているものでございますが、会所も一応、設けておるんですけれども、足湯のご利用に限定すれば特に問題はないのかなと考えているんですけれども、やはり、夏場は海水浴場から出てこられた方が体についた砂を洗い流すために、非常に大勢の方が使用しておられて、そうすると、水量も膨大となりますので、会所からあふれたりして道路へ、その水がたまってしまうというふうに見ております。

道路に水がたまるということは安全面でも好ましくありませんので、これにつきましては例えば、水道の使用時期を考慮するか、またはご提案のように排水の構造というのを、ちょっと工夫をさせていただいて、あふれないように対応したいと考えております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

課長、私、素人感覚で言えば、やはりこのレベルダウンしているから、そこへ仮に、何ブロック、畳1畳ぐらいのところ、砂地でも敷いたら、あのブロックでしょう、あれ。若干盛り上げたったら。そこで自然と両方へ流れていくかなと、こういう素人感覚でおるんですけど、ひとつ、検討してください。

それでは、フィッシャーマンズワーフ白浜の1つの駐車場の問題を質問させていただきます。我々議会に対しても、設計図にありましたEV、電気自動車、今これから普及していこうというような施設ですけれども、今、椿はなの湯さんのところにあると思うんですけれども。図面において、フィッシャーマンズワーフ白浜には、EVのステーションが2基あったと思うんですが、オープンしてですけれども、私の記憶の中で、設置どこにあるんなど、このように思うんですけれども、そこらどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

湯崎浜広場駐車場のEVステーションの設置でございますが、当初計画にはございました。現在、工事中でございます農山漁村活性化プロジェクト支援交付金、この本事業では、ちょっと補助事業対象とならなかったため、今後は例えば、次世代自動車充電インフラ整備促進事業など、有利な国庫補助事業を活用しながら設置に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

鈴木課長、補助事業でないと初めからわかってある部分、これ、私から言うたらもつてのほか。初めからそれやったら載せるなど、こういう思いがあるんですけど。百歩譲って、やはりああいう白浜の新しいスポットやから、これから普及してくる車の部分で、やはりそういうステーションの場所に、ぜひとも何らかの格好で、ひとつ予算獲得してでも、2分1でも、そういう感覚の中で白浜に、電気自動車のこういうEVのステーション、あるんやでと、椿だけ違うんやでと。それ、ひとつ尽力していただければなど、このように思うんですけど、どうですか、再度。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

そういう、割に物すごく有利な補助事業もあると聞いてございますので、設置に向け速やかに対応してまいります。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

はい、わかりました。速やかにしてください。

今、足湯とトイレが未完成の中で、この7月20日ですか、オープンされて、営業されておりますけれども。先般、私の友人が夕方、私、ちょうど崎の湯までウォーキングしている帰り、行きしな見たんです。そしたら、券入らんで、すっちゃかしている。その中で、崎の湯まで行って、帰ってきてまだしてる。そしたら、後ろへ5台ほど並んでいる。「何しやるんよ」と言うような中で、券入れて、「これ、どうするんよ」、「こうやって入れたらいいんや」とぱっと入りました。表示が5,000円とこう、出たんです。町長、5,000円と出た。で、「これ、100円出してみ」と。100円で4,900円カウントや。そのカードで正常に動きやるといことや。「これ、5,000円だったら、何日とめてきてあるん」と、私、冗談半分言うて、それですぐさま警備員を呼んだんです。そういう中で、「このお客さん、5,000円で出てある。これ」と。その中で、緊急ボックスあけてバーを上げて、どうぞもう行ってという事案が現実ありました。私の目の前で。

ですから、そこにやはり、機械ものやなど、こういう思いをしているんですけども。この自動パーキング、オートパーキング、駅のほうにも設置して白浜町は年間、あそこで、駅

のほうで200万、300万、黒が出ているとういようなことを聞いているんですけども、今回、オープンしてから、フィッシャーマンズワーフ白浜のオートパーキングのあの検札機というんですか、そこらのトラブルはあったのかなかったのか、そこらどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

先ほど議員さん、おっしゃられましたのは、これは予想でございますが、例えば、5,000円表示が出る可能性といたしましては、駐車券紛失ボタン、これを押しますと、例えば5,000円の表示が出る可能性があるとのことでございます。あと、今まで寄せられたトラブル、いろいろバーを手で触ったりすることによる誤作動により、ビーという警報音が鳴って、田辺の警備会社が駆けつけて、オフにしてあいたとか、そういうトラブルがあったと聞いております。

高額紙幣しか持ち合わせていなかったお客さんが、たまたま警備員がおったので、ちょっと崩してもらったとか、そういうのは1件と。今のバーに触ったことによる誤作動が4件。今、議員さんがおっしゃっていただいたのが1件と、こういう状況です。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

それは現場から所管のほうへ連絡はあったのかなかったのか。それと、私が現認したのは、やはりカウントで5,000円出てきたんです。それで、その100円をもろて入れた。そしたら4,900円になった。それが現実なんです。そういう部分であったので、おかしいよと本人もかっかして怒りやるし、こんな何で5,000円など。そういう状態であったんです、現実。コーヒを飲みに来たんやて、三段洞窟の支配人が。そういう部分で私は、「100円持ってこい」というてやったんや。合うた。きちっと。そういう部分で、やはり、報告のシステムと機械のトラブル、きちっと対応すべきやと。

というのは、お客さんが来て、たまたま地元の人やから、まだやけど、私ら仮に金沢行ったりとか、宮島行ってあんなトラブルだったら、もう頭かち切れる。だから、そういう部分できちっとメンテを含めて、メンテ会社になっているんでしょう。そして、精算方法は、日銭をこうしているんか、それか、ある程度の期間やってるんか、そこらどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

こういったトラブルとか誤作動の報告は、警備会社から随時、報告書により報告していただいております。あと、今、メンテ会社の中で定期的に料金、使用料金の定期的に回収業務をやって振り込みをいただいております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

やっぱりお金というのは、なかなか微妙なメンタルなところありまして、やはり、先般、崎の湯の問題にしても、何にしても、保管・管理という部分が厳しく問われる部分なんです。

このオートパーキングにおいても、すべておつりとか、そういう精算がメンテナンス会社へ行っていると思うんですけども、そこの伝票というんですか、何台入ってどれだけの来たとか、そこらの伝票も含めて、システムとして振り込みがあるんですか、そこらはどうですか。

○議 長

番外 農林水産課長 鈴木君

○番 外（農林水産課長）

月々の使用状況、何時間やって幾らの車とか、細かく全部一覧表にして、集計していただいて、当然、それに見合う料金も振り込んでいただくと、そういうことです。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

わかりました。お金の扱うことなので、ひとつ慎重にも慎重、そして、メンテナンス会社にもきちっとした、やはり指針を出していただきたいと思います。

次に、今、円月島の話をしたんですけども、横にある番所山の整備。相当高額な整備計画で、1億数千万ですか。その進捗は今、どんなところまで行っているんですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

番所山整備事業の進捗について、お答えいたします。

この工事は整備工事を、平成24年から2カ年に分けて着手してございます。全体工事の完了は平成25年度末を予定していますが、整備については和歌山県からのご助言と支援をいただき、大きな開発は行わず自然を基調としながら整備をしている、事業実施をしているところでございます。

進捗率としましては、今年度25年度につきましては約13%。それから、2カ年全体で言いますと、今現在で言いますと、進捗率は約53%となっております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

それで、天気は、ことしは相当台風なかったもので、結構工事業者もはかどると思うんですけども、このまま今で53%でしょう。この年度、来年の3月までですか、行政年度で言えば、若干そこまできちっとクリアできるんか、そこらどうですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

先ほども天候のこともございましたように、ことし、着手後ということで、全体的な進捗につきましては、余りおくれてはないなというふうには報告は受けておりまして、年度末までに完了するであろうということで予測をしております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

わかりました。新たな観光スポットとして相当な予算もつけて、県費補助をいただいて、たしか50・50ですか。2分1の、そういう中で、新たな観光スポットとして整備。それは地元も瀬戸部も協力するというようなことで、大概、司良議員も汗かいてくれたんですけども。やはり、気候的に、気象的に、あそこもちょうど半島に出ている状態なので、植栽もなかなか難しい部分もありますけれども、やはり、安らぎの場所としてですよ、風雨に強い植物、これをまた検討して、これから手をかけていかならんのかなと思っています。そこから観光課、所管としてどういう思いを持っていますか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

この事業は、もともと大きな開発は行わず自然を基調としながら、既設遊歩道の整備や展望スポットの整備ということが中心となってまいります。今後の管理ということも、植栽ということも、だから、植栽につきましては、余り思い切った植栽はできないのかと見ております。

管理につきましてはやはり、管理体制ですが、番所山公園と平草原公園の一体的な管理をしていくのか、番所山公園については自然を生かした観光客の誘致ということと、それから自然観察や学習の場としての充実を図っていくことと、それから管理体制につきましても地元、土地所有者であります瀬戸部様、または周辺の協議会の方々と相談しながら、町として決めていきたいと考えております。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

私が議員に当選して後に、十数年ぐらい前ですけども、時の観光課長が白浜駅から浜にかけて、数千本のハイビスカスを白浜駅からずっと歩道を、桃の木峠から始まって、元警察跡前通って古賀浦。白良浜のところから数千本のポリウムで植えてんけど、皆目育たずして、今、かろうじて藤島のところから堅田の桃の木峠、少しあるぐらいで残ってる、残骸が。

やはり、こういう塩害の強い、そしてまた、そこら適性のある部分がやっぱり同じ投資しても、そのときだけ咲いてよかって、2年目、3年目になったらだんだんへばってくる。ぐあい悪いから、やはり費用対効果、投資かけた分、お客さんにやはりきれいなと。

というのは、北海道行ったら、サルビアからざーっと。先般も行ったら、行くところ、やっぱり北海道、ああいう気候が、気候とするんですけど、まちの取り組みが道路環境に美化に、やはり意識して整備しているなど、このように思っているんですけど。今回、番所山が風が一番当たるところであるんですけども、そこら、課長、十分検討して、風にも潮にも強いような部分で検討してください。

それと、再度駐車場の問題ですけども、私、この夏の間、丸公園から湯崎に行くのに何回となく渋滞に遭いました。それはなぜかといったら、うちわ持っているピーマン。私が名づけ親ですけど、ピーマン、ピーマンと言って若い子が飛び出してきて。それで、ビジターさんのここにありますが、うちあります。取り合いしている状態なんですね、これ、夏場は。そこで前にとまったらずっと並ぶんです。それで、後ろからビービー鳴らす。そういう部分で、私、責任者と一度と言ったら、全部したってよと。何言いやんなというて、こういう声

を荒げたような状態あるんですけども。以前より若干おとなしなつたかなと思うんですけども、やはり、れんが通りのところから、部分も。あそこに警察がピンを5本ほど立てて、右折禁止にして、こっちから行くやつは入れるけれども、湯崎のほうからこう右折はできんような。以前はパトカーが前へお薬師さんの前へとめてたんです。この1、2年がやっぱり署長かわって、現場かわったら、なかなか警察も違うのかなという気がするんですけども。それがあそこ1番。そうすると、丸公園の近辺でもこういう呼び込み。ですから、そこから次の質問に移りますけれども、やはり警察ともリンクして、そういう何らかのスムーズな流れ、課長、やっぱり検討すべきやと。それがピンを立てた部分が1つ、一步前進してあったんやけど。なかなか現場で指導が届いてないのと、このような思いをして、この夏ありました。

それで、最後の質問に移ります。この花火大会の件で、福知山で相当な事故が起きましたけれども、我が白浜町でも類を見ない2回も、7月の末と8月10日に花火の大会を挙げております。これも風物詩でありますけれども。その中で参画している露天商、以前は去年はきちっと区切ったような60店舗、たすきがけできへんねでというような格好でして、幾つか問題が発生したと思います。その中で、今回、教訓として、やはり神農組合さんですか、そういうところに相当なウエートの中で指導してもらったんやと。こういうような報告も聞いておりますけれども、この花火大会の総括として、問題点は去年の部分と比較してですよ、ことしまた改善した部分とで、どのような問題がまだ横たわっているのか、改善されたのか、そこらどうですか。

○議 長

番外 観光課長 正木君

○番 外（観光課長）

花火大会の出店の件でございます。このことにつきましては、今、議員も言われましたように、昨年は各60店舗ずつの公募ということで、出店許可をいたしました。何点かの問題が生じました。新たな露天商の方が応募したりして、なかなか統制がとれなかったというのが、それが原因でいろんな課題が起きました。

そうしたことで6月の全員協議会で説明しましたとおり、ことしは公募方式とはせずに、以前からの露天商組合に委託するとともに、一部のエリアを地元枠として、白浜町商工会に委託したところ。結果を申し上げますと、7月30日は露天商組合が91、商工会が11の合計102店舗、8月10日は露天商組合が84、商工会が8の合計92店舗の出店となりました。昨年のような店同士のトラブルもなく、おおむねスムーズな運営で経過したところと把握してございます。

出店数は昨年よりふえたんですけども、あらかじめ出店場所を現場で協議して設定したこともありまして、混乱なく終了できたところであります。また、昨年度に引き続き、県警本部並びに白浜警察署のご協力を得まして、出店者及び従業者全員について、暴力団員、または、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者の照会業務を実施しましたところ、その抵触者が昨年は6名でありましたが、ことしは1名ということで減少しております。

以上、出展概要について、ご報告をいたします。

○議 長

正木議員、持ち時間はあと5分です。

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

この消防法、事前に福知山、発生してから死者が出ました。それによって警察だけじゃなくて、事前に消防が相当、あっちのイベント、こっちのイベントで指導に入ったと思うんです。うるさくなったと。やはりその機器の扱い、そういう部分がこれからは重要になっていくと思うんですけれども、消防としてでも事前に警察とリンクして、事前点検、事前指導、こういう部分がやはり、事故やってから主催者というのは相当ダメージが来ますから、イメージが。ですから、そこらのとこ、きちっとした中でイベントに取り組んでいただきたいなと、このように町長、ひとつ思います。最後に締めてください。

○議 長

番外 町長 井潤君

○番 外（町 長）

福知山市の花火大会での事故の教訓を、我々としましても重く受けとめて、今後、いろんな対策が講じられると思います。今回はガソリン携行缶の取り扱いの不注意による事故でございましたけれども、白浜町の場合は、この大型のガソリンを使わない大型のディーゼル発電機を使用しておりますので、徹底して今後も指導していきたいと。そしてまた、きょうのテレビでも報道されていましたが、やはり、一部の組合さんの、露天商の中でも、例えば、消火器が整備不良だったりということがありますので、その辺もやっぱり徹底して、我々のほうとしましても、警察当局とも協議しながら、一緒に管理をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長

6番 正木秀男君（登壇）

○6 番

どうもありがとうございました。血圧上がりず質問させていただきました。ありがとうございました。

○議 長

それでは、以上をもって、正木秀男君の一般質問は終わりました。

一般質問の途中ですが、本日はこれをもって散会し、明日9月13日金曜日午前9時30分に開会したいと思います。

これに異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本日はこれをもって散会します。

次回は9月13日金曜日午前9時30分に開会いたします。開会時間をお間違えのないようお願いいたします。

議長 南 勝 弥は、16時48分散会を宣した。

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 25 年 9 月 12 日

白浜町議会議長

白浜町議会議員

白浜町議会議員